

令和２年度 活動状況報告書

令和３年８月

大津の子どもをいじめから守る委員会

は じ め に

2020年度の「大津の子どもをいじめから守る委員会」の活動は、コロナ感染拡大のもと、2020年3月から5月まで全国の学校が一斉休校となった影響を大きく受けて始まりました。このため、第1回の定例会が開催されたのは6月のことでした。子どもたちが再開を楽しみにしていた学校生活も一変し、友だちとおしゃべりして遊び、行事に取り組み、学び合うための学校は、「マスク着用、おしゃべりしない、距離を取る、遊ばない」「行事は中止、遅れを取り戻すための授業中心」といった我慢が強いられるストレスフルな生活になっていきました。それでも、多くの子どもたちは、健気に頑張ってきましたが、年度の後半になって、息切れを起こすようなケースも目立ってきました。

この間、様々な機会に全国各地の学校現場の先生方からお話を伺うなかで、具体的には、ケガで保健室に来る子ども、不登校になる子ども、ちょっとしたことでトラブル・けんかになる子ども、自傷行為を行う子どもなどが増えているという報告をたくさん受けました。学級に、気になる子どもたちはいないでしょうか。このように、コロナ感染拡大が、子どもたちの学校、家庭・地域での生活に大きな影響を及ぼしていることを、私たちはまず共有していく必要があります。

前年度は、「第2期大津市いじめ防止基本計画」（2017年～2022年）の中間見直しの年度であり、定例会では事例検討会と並行して、中間見直しの検討作業も行ってきました。今年度の毎月1回の定例会は、通常的事例検討会に焦点化し計9回行ってきました。毎回「大津市いじめ対策推進室・おおつつ子相談チーム」の相談調査専門員より日常的に受けた様々な相談のなかから、検討を要する3～5ケース程の事例報告を受けて、具体的な取り組み方針について議論を重ねてきました。

検討結果を受けて、相談を寄せていただいた子どもや保護者との調整を図りながら、教育委員会や学校と連携した取り組みが前進したケースもいくつか生まれました。具体的には、相談調査専門員と「守る委員会」の委員が連携しながら学校訪問し、先生方と事例検討会や校内研修会を行い、加えて生徒の様子を直接拝見するための授業見学、出前授業なども行ってきました。学校現場に伺うことによって、最前線で子どもたちと関わっておられる先生方の姿勢や考えがわかり、事例検討会や研修会などを通して、子ども理解（アセスメント）と取り組み方針（プランニング）について擦り合わせを行うことができました。

定例会における事例検討や学校訪問などを通して、いじめ、トラブルなどに対する初期対応として、次の5点について、相談調査専門員、「守る委員会」、学校現場、教育委員会などと共有を図ってきました。①まず、子どもや保護者からの「つらい」といった気持ちをきちんと聴きとること、②次に、当事者双方や関係者から、事実確認をきちんと行い、「事実と感情」に着目していくこと、③管理職も含めて、学校内外の関係者で情報の共有と取り組み方針の検討を行うこと、④その際に、いじめであれトラブルであれ、目の前で起きている具体的な事象の解決を図るための取り組みを丁寧に行うこと、⑤短期的な指導で終わるのではなく、「指導・支援・ケア」の視点から継続的なフォローアップを子どもや保護者に行っていくこと。

このような視点を大切にしながら、今後も取り組みを展開させていきたいと考えています。

令和3年（2021年）8月
大津の子どもをいじめから守る委員会
委員長 春日井 敏之

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯	1
2 役割	2
3 組織等	4

II 相談対応等の実績

1 相談の件数等	8
2 相談の内容	20
3 『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動	25
4 相談・調整活動例の紹介	31
5 コラム	36

III 委員メッセージ

1 春日井 敏之 委員長	37
2 藤川 洋子 副委員長	39
3 佐々木 千里 委員	41
4 橋本 俊和 委員	44
5 堀田 直美 委員	46

IV 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会	47
2 意見交換会	47
3 委員活動	47

参考 資料編

1 条例及び規則	48
2 委員名簿	55

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起こりました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役 割

守る委員会の役割については、条例において次のように定められています。

（大津の子どもをいじめから守る委員会）

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

（是正の要請）

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

守る委員会は、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る審査や関係者との調整などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができます。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

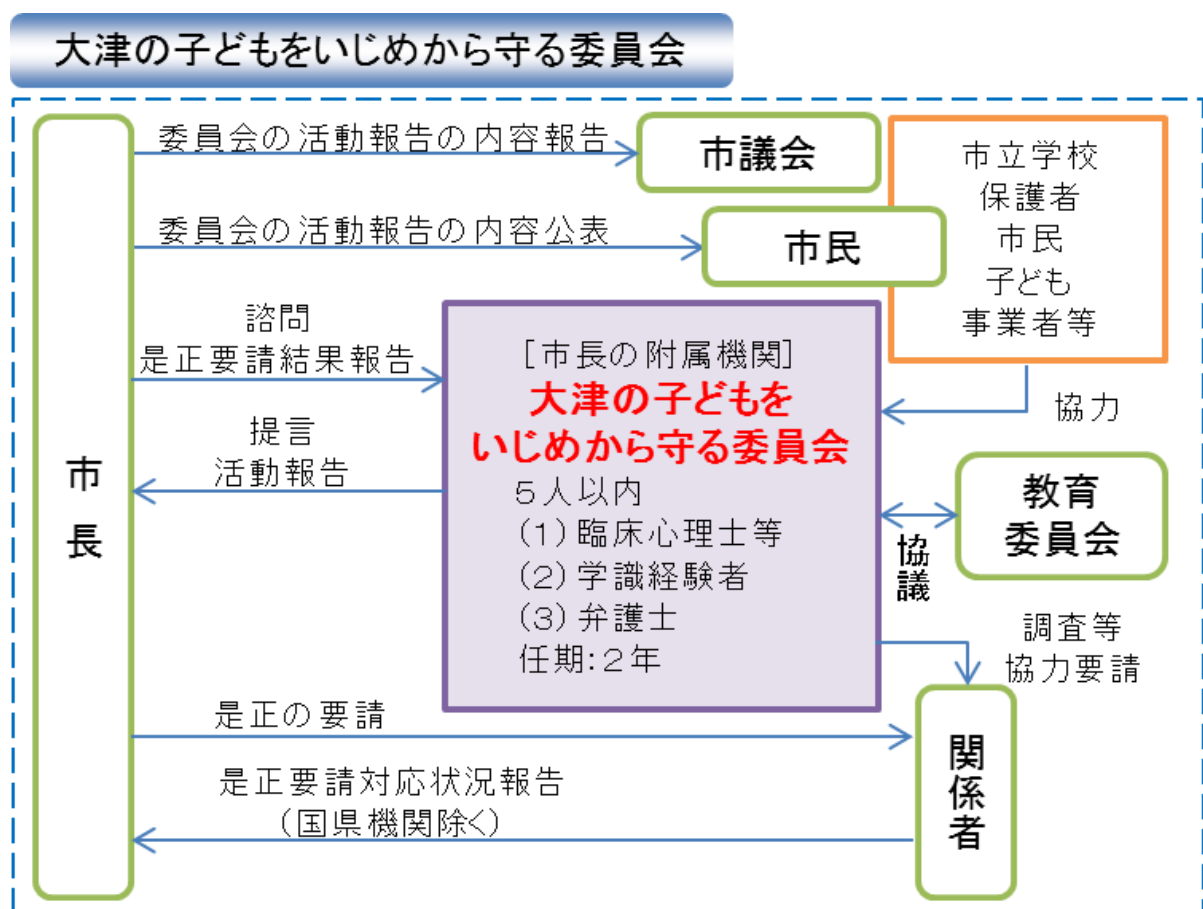
さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口に寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといえます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守

る委員会が調整などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において次のように定められています。

条 例

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（2）学識経験を有する者

（3）弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて、いじめ事案に係る関係者の支援ができるよう構成されています。

令和2年度の委員の構成は、次のとおりです。（委員の要件を①～③で表示）

氏 名	所属団体・役職等	備 考
② 春日井 敏 之	立命館大学大学院教授	委員長
① 佐々木 千 里	スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー、社会福祉士 立命館大学非常勤講師	R2.6～
③ 橋 本 俊 和	弁護士（大阪弁護士会）	R2.6～
① 藤 川 洋 子	京都工芸繊維大学特定教授（臨床心理士）	副委員長
③ 堀 田 直 美	弁護士（滋賀弁護士会）	R2.4～

※所属団体・役職等は、令和2年度時点のものです。

委員の任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間となります。

守る委員会は、委員長（会務を総理し、委員会を代表します。）及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、令和2年度は、学識経験者である春日井委員が委員長を、臨床心理士である藤川委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員5人の過半数である3人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

次に、守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応等に関する事務を処理する相談調査専門員については、規則において次のように定められています。

規 則

(組織体制)

- 第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。
- 2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。
- 3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任用する。

なかでも、いじめ事案に関する相談等への対応などの事務を担当する職員として、弁護士や臨床心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たるとともに、児童生徒支援課¹を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理し、適宜、児童生徒支援課との協議を行っています。

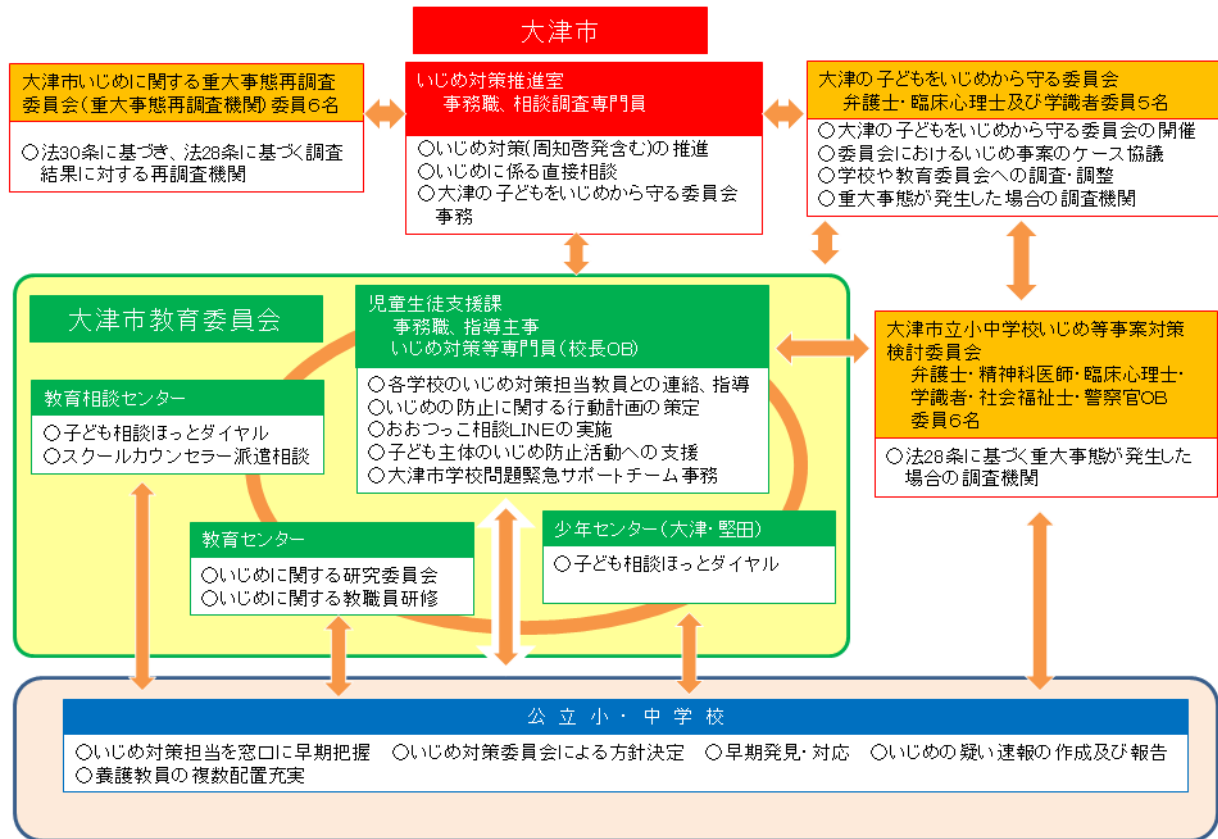
守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整などに取り組んでいます。

守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。

¹ 平成27年度に学校安全推進室から児童生徒支援課に名称が変更されました。

いじめ対策の施策イメージ

令和2年4月1日



Ⅱ 相談対応等の実績

相談調査専門員は、子どもや保護者等から直接相談を受け、また、学校が教育委員会へ報告したいじめ事案に関する速報等を審議し、必要な事実確認や解決を図るための方策を検討しています。

このように市に寄せられたいじめ事案等に対して必要な事実確認等を相談調査専門員が行い、必要に応じて守る委員会へ報告し、子どもたちの安心・安全を確保するための支援方針等のアドバイスを受けています。相談調査専門員は、子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点を活かして、子どもや市民からの相談に対応していますが、子どもの支援により繋がるような活動のあり方等についても、守る委員会でのり上げ、検討を続けています。

こういった活動は、平成25年、守る委員会の事務局であるいじめ対策推進室に『おおつつこほっとダイヤル』という相談専用の電話を設置して始まり、令和2年度は開設から8年目となりました。

現在は電話相談のほか、面談、手紙など、様々な方法で相談が寄せられており、以下はその相談状況について整理したものです。

1 相談の件数等

相談受付状況

表1は、8年間の相談受付状況です。【おおつつこほっとダイヤル】への電話相談を含め、令和2年度に相談を受けた案件数は123件、相談対応回数は延べ1,163回でした。

表1 相談受付状況

	案件数（件）	延べ対応回数（回）	1件あたりの 平均対応回数（回）
平成25年度	183	650	3.55
平成26年度	151	745	4.93
平成27年度	153	1,030	6.73
平成28年度	172	932	5.41
平成29年度	182	1,040	5.71
平成30年度	207	866	4.18
令和元年度	224	1,325	5.92
令和2年度	123	1,163	9.46

令和2年度に相談を受け付けた案件数は、開設以来、最少となりました。その要因として、新型

コロナウイルスの感染拡大の影響により一時的に当室の面談を休止したこと、4月～5月の一定期間、学校が臨時休校となったこと等が考えられます。しかし、それにもかかわらず、120件を超える新規相談があったことは、開設以来、啓発カードや手紙相談用紙、おおつつこ相談チーム通信などの各種広報・啓発ツールの配布を続け、教育委員会や学校とは独立した組織の相談窓口として認知されてきたことのあらわれと考えています。

また、1件あたりの平均対応回数は9.46回で、これは開設以来最大となり、令和元年度から比べると1.6倍になっています。令和2年度は、中長期的に継続して関わった案件が多かったという一つの特徴がみえてきました。

いじめの解決は、「ごめんね」「いいよ」といった謝罪や仲直りではなく、また、トラブルが解決すればすぐに不安がなくなるというものではありません。いじめの解決は、当該子どもの尊厳の回復にあります。尊厳の回復の過程も、個別の事案で異なっています。

継続対応となった案件については、子どもや保護者との面談や、それをふまえた学校や関係機関との調整を重ねていくことはもちろんですが、継続対応となるか否かにかかわらず、子どもや保護者からの一回一回の相談に対して、細やかに対応していくことを心がけています。

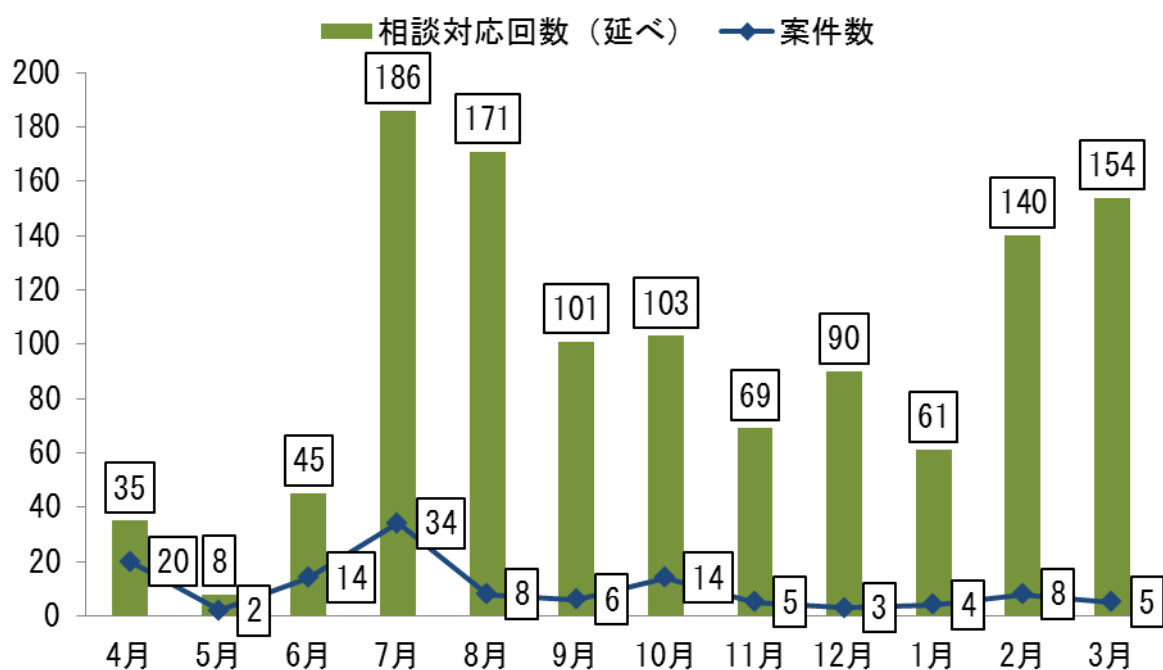


図1 相談受付状況

図1は、令和2年度の月別相談受付状況です。5月の新規案件数2件は、令和元年度の5月と比べて8割の減少となっています。その要因として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により一時的に当室の面談を休止したこと、4月～5月の一定期間、学校が臨時休校となったこと等が考えられます。

本市の条例で「いじめ防止啓発月間」と定められている6月・10月には、学校を通して【手紙相談用紙】や【啓発カード】、7月には【おおつつこ相談チーム通信】を子どもたちに配布しました。

啓発ツールを配布した翌月および当月の7月の新規案件数は34件で年間を通して、最多となりました。

この時期は、新たなクラスの関係に慣れてきたり、人間関係が複雑になってきたりすることで、いじめが発生しやすい環境が生まれます。いつの間にかできてしまった力関係に戸惑いを感じたり、作られてしまったキャラクターを演じ続けることにしんどさを感じたりする子どもも少なくありません。いじめの相談だけではなく、「自分のことを分かって欲しい」「自分の思いを聴いて欲しい」といった相談もこの時期に寄せられます。

このような時期に、啓発ツールやおおつつこ通信を配布することで、悩んでいる子どもたちが「誰かに相談してみよう」と思うきっかけになればと考えています。その結果が、7月の新規案件数や相談対応回数の増加にあらわれており、啓発活動を行うことが、子どもからの相談を促すことに繋がっていると実感しています。

相談対応の内訳

表2 相談者の内訳

		子ども	保護者等	学校・ 関係機関等	市民等	合計
平成27年度	回数(回)	323	341	343	23	1,030
	割合(%)	31.4%	33.1%	33.3%	2.2%	100%
平成28年度	回数(回)	340	278	301	13	932
	割合(%)	36.5%	29.8%	32.3%	1.4%	100%
平成29年度	回数(回)	327	368	336	9	1,040
	割合(%)	31.4%	35.4%	32.4%	0.9%	100%
平成30年度	回数(回)	331	271	241	23	866
	割合(%)	38.2%	31.3%	27.8%	2.7%	100%
令和元年度	回数(回)	555	548	198	24	1,325
	割合(%)	42.0%	41.3%	15.0%	1.9%	100%
令和2年度	回数(回)	355	421	382	5	1,163
	割合(%)	30.5%	36.2%	32.9%	0.4%	100%

表2は、令和2年度の延べ対応回数の対象となった相談者の内訳です。

令和2年度の延べ対応回数全体に占める【子ども】の割合は3割、【保護者等】は約4割となっています。

【学校・関係機関等】は、令和元年度と比べて2.2倍の増加となっています。相談対応では、子どもや保護者等への対応にとどまらず、子どもからの承諾があることを前提に、学校生活の中で実際に子どもと関わっている教職員等とも話し合いを重ねるなど、子どもが安心できる環境の実現

に向けての調整等も行っています。

表3 令和2年度初回相談者内訳（件）

	子ども							保護者等		学校・ 関係機関等			市民等	計
	就学 前	小学 生低学 年	小学 生高学 年	中学 生	中卒 の 子 ど も 高 校 生	1 8 歳 以 上	学 齢 不 明	親	親 以 外 の 親 族	教 職 員	教 委 職 員	市 職 員		
いじめ	0	10	11	4	5	0	2	26	1	0	2	1	2	64
いじめ以外	0	9	10	5	2	2	1	22	1	2	2	1	2	59
計	0	19	21	9	7	2	3	48	2	2	4	2	4	123
	61							50		8				

（参考：令和元年度）

計	0	40	41	38	7	0	10	52	6	5	0	13	12	224
	136							58		18				

表3は、令和2年度の初回相談者の内訳です。初回相談者とは、その事案について最初に相談してきた人のことを言います。令和2年度は、子どもからの割合が全体の5割を占めています。相談してくる子どもの中には、問題を解決してもらいたい訳ではなく、「自分の気持ちをただ聴いて欲しい」という子どもも少なくありません。そのため、相談対応の中では、早急に解決へ導くのではなく、子どもの隣に寄り添って歩くようなイメージを大切にしながら、話を聴くように心がけています。

また、「保護者や学校の先生に相談したら大事になるので、相談できなかった」という子どもの声もあり、「おおつつこ相談チームが秘密を守る第三者的な相談機関である」という認識が活動の継続とともに子どもたちの間にも浸透してきたように思います。

表4 相談の対象となる子どもの学齢別内訳

		就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校・中卒後	18歳以上	その他	計
平成30年度	回数（回）	2	163	367	266	46	0	22	866
	割合（％）	0.2%	18.8%	42.4%	30.7%	5.3%	0.0%	2.6%	100%
令和元年度	回数（回）	2	234	424	531	100	0	34	1,325
	割合（％）	0.1%	17.7%	32.0%	40.1%	7.5%	0.0%	2.6%	100%
令和2年度	回数（回）	28	226	367	436	17	84	5	1,163
	割合（％）	2.4%	19.4%	31.6%	37.5%	1.5%	7.2%	0.4%	100%

表4は、延べ対応回数を相談の対象となる子どもの学齢別に分類したものです。令和2年度は、【中学生】の割合が最も多く、全体の約4割を占めています。また、平成30年度および令和元年度には相談が寄せられなかった【18歳以上】への対応数が増加しています。

近年、中学生以上の案件は増加しており、その対応も長期にわたる傾向にあります。中学生以上の相談が長期的な対応となる背景には、相談内容が深刻且つ、複雑であり、悩みや問題が解決し、相談終結に辿り着くまでに時間を要すること等が考えられます。

また、相談当初は、いじめの相談であったものでも、相談を重ねるにつれて、思春期的な悩みや家族に対する悩みなどが語られることも少なくなく、子どもたちの悩みが複雑に絡まっていることが影響していると考えられます。

子どもたちが、本当の悩み、つまり本音を話してくれるまでには、信頼関係の構築が必ず必要となります。そのため、相談があった場合は、すぐに解決方法を探すのではなく、まずは、ありのままの子どもの気持ちや考えを受け止めることを心がけています。

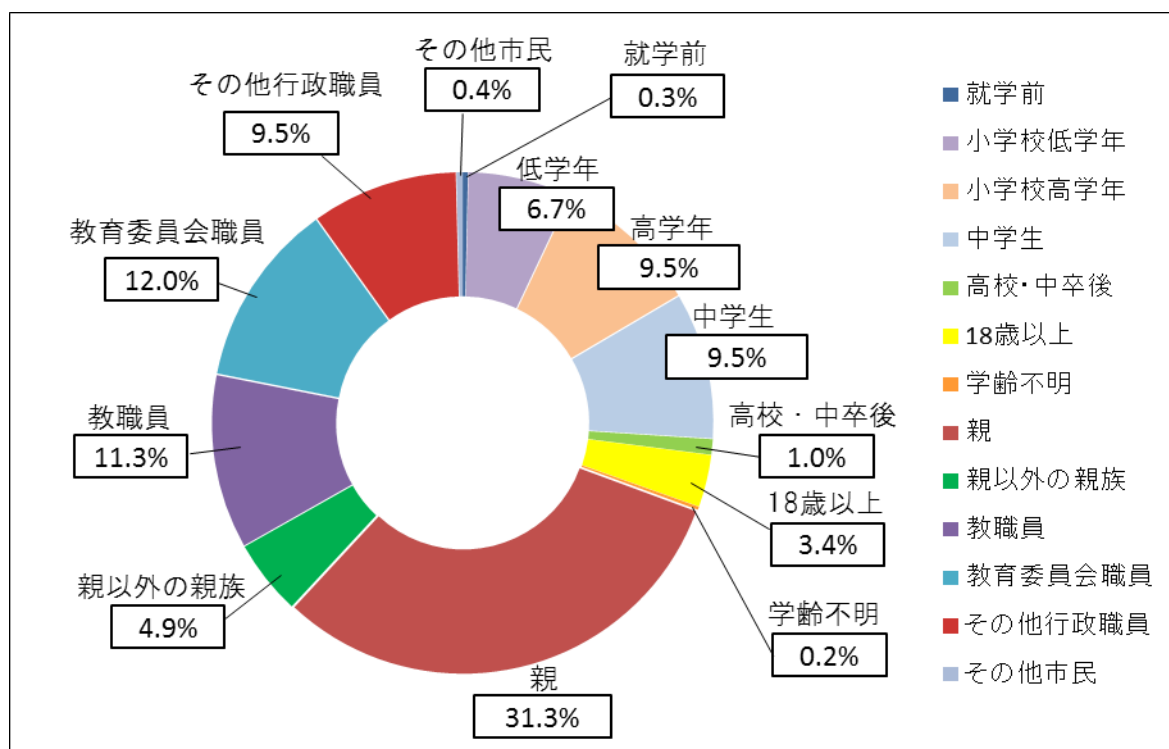


図2 令和2年度 相談者の内訳 詳細

図2は、令和2年度の相談者の内訳の詳細な割合です。

時として、保護者や教職員等の大人の思いと子どもの思いは異なっていることがあります。子どもの意向をもとに、学校等の機関との相談対応にあたる場合もあり、その際には、子どもが安心できる環境をどのように実現していくかを教職員等と一緒に考えていくように心がけています。

また、大人に比べて子どもは、自分の思いを言葉にするのが難しいため、話し合いの場に相談調査専門員が立ち会い、子どもが自身の思いや考えを伝える手伝いをするなどもあります。教職員等との対応が一定の割合を占めているのはこのような理由によるものです。

当該子どもとの直接の関わり

相談対応の際には、子どもを中心とした支援を実現するべく、直接子どもから気持ちを聴く機会を重視しています。当室では、初回の相談が大人（保護者等）からであった場合でも、その事案の当事者である子どもの気持ちを把握できるよう、子どもと会って話を聴く機会の確保に努めることとしています。

表5は、案件対応にあたり、当事者である当該子ども本人との直接の関わりの有無を整理したものです。令和2年度は、新規案件123件のうち、当該子どもと直接関わることはできたのは、76件でした。

P11表3のとおり、子どもが初回相談者であった案件が61件なので、『初回相談は大人からであったものの、相談対応をしていく中で子ども本人と関わることはできるようになった』案件が15件ということになります。

保護者から初回相談があった場合、子どもとの面談に繋がるためには、まず、相談調査専門員が相談をくれた保護者からの信頼を得ることが大切だと考えます。相談してきた保護者の中には、いじめという予期していなかったことに直面し、どうしたらいいかわからないといった状態で電話をかけてくる方もいます。そのような場合は、まず相談調査専門員が保護者の思いを受け止めながら、丁寧に話を聴きます。その中で、状況を整理し、解決方法を模索する中で、当該子ども自身の思いを確認するために、当該子どもとの面談に繋がるように心がけています。

令和2年度は、6月に初めて【保護者向けおおつっこ相談チームポスター】を学校へ配布し、保護者の目の付きやすい場所に掲示をお願いしました。その紙面にて、【子どもの気持ちを大切にするために、保護者の方からの相談の場合も、子どもとの面談をお願いし、保護者の方と子どもの担当を分けてお話を聴かせてもらっています。】と明記したことで、保護者が当室に相談して来られた時点で、すでに【子どもと相談調査専門員の面談】について理解していた方も多かったと考えられます。そのため、相談調査専門員から保護者の方へ子どもとの面談を提案した場合も、スムーズに了承を得られることが多くなり、子どもと直接関わる機会も多くなったと考えます。

表5 当該子どもとの直接の関わり（件）

	あり	なし	計
平成28年度	107	65	172
平成29年度	122	60	182
平成30年度	123	84	207
令和元年度	159	65	224
令和2年度	76	47	123

直接関わりをもった子どもの内訳

図3は、令和2年度に直接の関わりをもった子どもを学齢別に分類したものです。

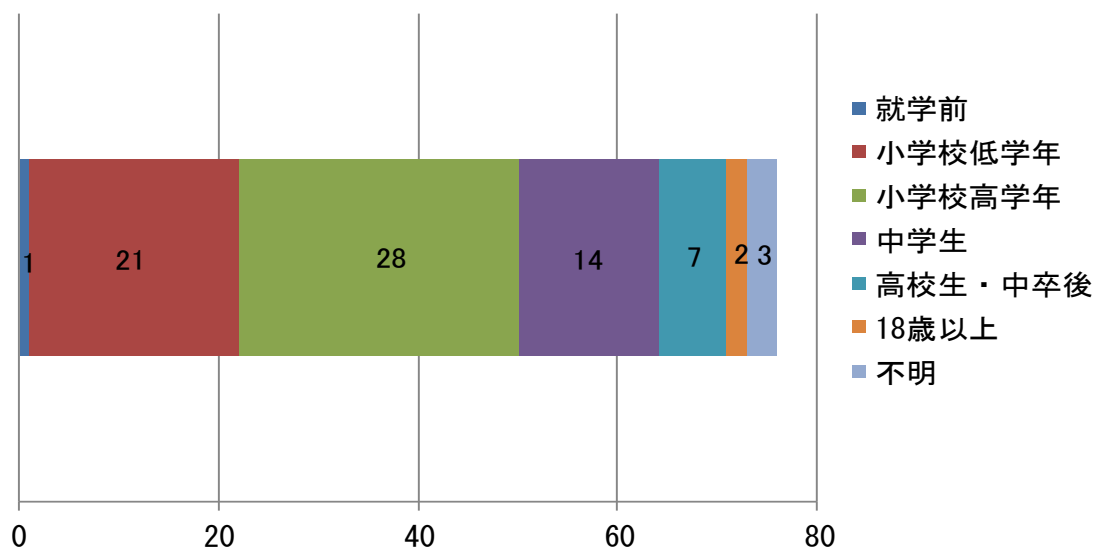


図3 令和2年度 直接関わりを持った子どもの内訳

表6 直接関わりをもった子どもの学齢（人）

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生 中卒後	18歳 以上	年齢 不明	計
平成28年度	0	45	48	13	1	0	0	107
平成29年度	0	39	52	26	4	0	1	122
平成30年度	0	37	42	31	7	0	6	123
令和元年度	0	45	48	46	10	0	10	159
令和2年度	1	21	28	14	7	2	3	76

表6は、直接関わりをもった子どもの学齢別の内訳の推移を示したものです。令和2年度は新型コロナウイルスの影響等から、これまでに比べ、子どもたちと直接関わりをもつ機会が大幅に減少したことが分かります。

この影響から、多くの学齢において、昨年度に比べ、相談者の人数が半数近くにまで減少していますが、【高校生・中卒後】においては、それほど大きな変化が見られませんでした。また、令和2年度は、高校卒業後の18歳以上の子どもからの相談も数件あり、条例では対象年齢が【概ね18歳まで】となっていますが、18歳以上の場合でも、一旦当室で相談を聞いた上で、その相談内容に応じて、他機関へ引き継ぐという方法をとりました。

今後も、より多くの子どもと直接関わりが持てる機会が拡大するように活動を行っていきたいと思います。

相談対応の方法

表 7 令和 2 年度 相談対応の方法

	面談	電話	手紙	メール	その他	計
回数（回）	325	691	124	23	0	1,163
割合（％）	27.9%	59.4%	10.7%	2.0%	0.0%	100%

表 7 は、令和 2 年度の相談対応の方法を整理したものです。

おおつつこ相談チームでは主に以下の 3 つの方法で相談対応を行っています。

① 電話での相談

フリーダイヤルの相談電話専用回線【おおつつこほっとダイヤル】を設けて、相談対応を行っています。学校からの配布物や市の広報誌を通じて、このフリーダイヤルの番号をより多くの子どもたちや市民の方へ広く通知するように努めています。

② 面談での相談

電話相談や手紙相談で始まった相談についても、できるだけ相談者と直接会って話せる機会に繋がるよう努めています。特に子どもたちとの面談は、お互いの関係を構築するために必要だと考えています。生身の人間同士が触れあう時に感知しあえる表情、声、話し方、身体の動きなどの様々な情報が相手の心情を理解する際に有効であり、「子どもの声を聴く」相談対応においては、これらを含むコミュニケーションが不可欠です。

表 8 令和 2 年度 面談対応における相談場所

	相談室 (明日都)	家庭 訪問	学校	市民 センター	児童 クラブ・ 児童館	公園	行政 機関	計
回数(回)	168	6	59	47	1	0	44	325
割合(%)	51.7%	1.8%	18.2%	14.5%	0.3%	0.0%	13.5%	100%

表 8 は、令和 2 年度の面談対応における相談場所を整理したものです。

令和 2 年度から、いじめ対策推進室は明日都浜大津へ移転しましたが、そこに相談室がありますので、相談者が来所した場合は、相談室で面談をすることもできます。また、家庭訪問や地域の公民館・児童館・学校・公園などで面談を行うこともできます。本市の地理的事情もあり、当室まで面談に来ることが難しい相談者も少なくなく、子どもであればなおさらです。

子どもを中心とした支援を実現するためには、子どもの声を直接聴くことが非常に重要です。

家庭や地域など、庁外での面談も積極的に行い、子どもが会いやすい場所で、直接話を聴かせてもらう機会を大切にしています。

③ 手紙での相談

毎年、手紙相談の用紙を年に数回子どもたちに配布していますが、令和2年度は、年1回の配布となり、一斉休校が終わり、学校が再開した6月に大津市内にある公立、私立、国立の小学校・中学校・特別支援学校に配布しました。例年、手紙相談の用紙を配布した後は、手紙相談数が増える傾向にあります。

表9 令和2年度 手紙相談 月別受付状況（件）

手紙	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受領	5	1	6	22	5	4	1	2	5	3	1	0	55
発信	5	0	7	23	5	2	2	1	17	4	1	2	69
合計	10	1	13	45	10	6	3	3	22	7	2	2	124

子どもたちの中には「電話ではちょっと話しにくい。」「電話をかける環境が整っていない。」「家の人に知られずに相談したい。」などの思いを抱いている子どもも少なくありません。そのような子どもたちにとって、手紙での相談は、活用しやすいものとなっているようです。

表10 令和2年度 手紙相談の内訳（件）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
小学校	14	18	18	15	22	16	103	124
中学校	1年	2年	3年				小計	
	5	3	5				13	
高等学校	1年	2年	3年				小計	
	3	0	0				3	
その他	18歳以上	不明					小計	
	2	3					5	

表10は、手紙相談の対応件数を学年別に分類したものです。

小学生からの手紙相談対応件数は103件となっており、これは手紙相談対応件数124件のうちの8割を占めています。小学生にとって、手紙は、電話や面談での相談に比べ、身近な相談ツールの一つとなっているようです。

一方で、中学生以上の手紙相談の対応件数は、小学生に比べるとかなり少なくなっています。これは、進学の際に携帯電話やスマートフォンの所持率が上がることで、電話相談やLINE相談等、相談方法の選択肢が増えることが一つの要因として考えられます。

＜手紙相談の対応＞

手紙相談は、返事を希望するか選択できるようになっており、手紙相談用紙に「返事がほしい」「電話がほしい」「返事はいらない」の欄を設けています。「返事はいらない」の欄に○がつけられた手紙や住所未記載の手紙を除き、相談調査専門員が可能な限り、すべての手紙に返事を書く等の対応を行っています。継続する場合は、そのまま手紙で相談を続けるケースがほとんどですが、手紙から電話や面談に繋がったケースもあります。

一方で、子どもに返事を書いた後に子どもからの再度の連絡がなく、経過が不明なケースも一定数見受けられることから、平成30年度より新たな試みとして、経過が不明となっている子どもへ向けて、学期末等に相談調査専門員から状況確認のための手紙を送っています。相談調査専門員からの手紙を受け取った何人かの子どもが、「その後、解決して元気にしています。」と報告してくれたり、報告と同時に新たな悩みを相談する子どももあり、一定の効果があると感じています。

また、継続した定期的な面談が一旦終了した子どもから近況報告の手紙を送ってくれることもあります。相談調査専門員から、「また困ったことがあればいつでも相談することができること」や「あなたのことを気にかけていること」を伝えるために、「応援しています。」というエールを手紙で子どもたちに送ることもあります。

＜手紙相談の内容＞

令和2年度に子どもたちから寄せられた手紙の内容は多岐にわたり、いじめに関する訴えでは、友だちから無視されたり、睨まれたり、叩かれたりする等の相談が多く寄せられました。また、いじめは伴わないものの、友人関係や、家族との関係、学校や教員に対しての不満を訴える内容の手紙も少なくありませんでした。

コロナ禍の学校生活において、マスクの着用が相手の表情の読みにくさにつながり、「睨まれているような気がする」「嫌われているかもしれない」といったネガティブな感情を誘発し、学校生活で思うように人間関係を構築することかできないという悩みを訴える手紙もありました。

学齢・性別ごとに手紙相談の内容をみると、小学生・中学生男子からは、友だちとの良好な関係の築き方に関する疑問や、友だちとの関係で自分自身のイライラする気持ちに悩む相談、学習への不安を訴える相談等が多く寄せられました。

小学校高学年、中高校生からは、自分自身の進路や将来への不安等、いじめ相談以外の悩みを訴える内容が多く寄せられました。手紙を書くということは、思春期ならではの悩みを抱える子どもたちにとって、自分自身の複雑な感情や考えを整理する一助になり得るようです。

子どもたちから届いた手紙には、たくさんの思いが込められています。たった一往復、まして文字のやりとりだけで相談を行うことは非常に難しいことですが、手紙を書ってくれた子どもの気持ちに少しでも寄り添えるように、相談調査専門員間で検討を重ねて返事を書いています。

また、子どもたちからの手紙の中には、「自分の気持ちを書いたことですっきりした。」「返事はいらないけど自分の気持ちを聞いて欲しいです。」といった内容のものもあり、子どもたちにとって手紙が、自分の気持ちや考えを書いてすっきりするためのツールとなることも分かりました。

当初の相談内容に限らず、いつでも何でも相談できることを子どもに伝えるためにも、今後も経過確認の連絡のあり方を検討していきたいと思っています。

相談方法の内訳

令和2年度の大人と子ども別の相談方法の内訳を表とグラフにまとめました。

表 1 1 令和2年度 相談方法【大人・子ども別】(回)

	面談	電話	手紙	メール	計
大人	211	574	5	18	808
子ども	114	117	119	5	355
計	325	691	124	23	1,163

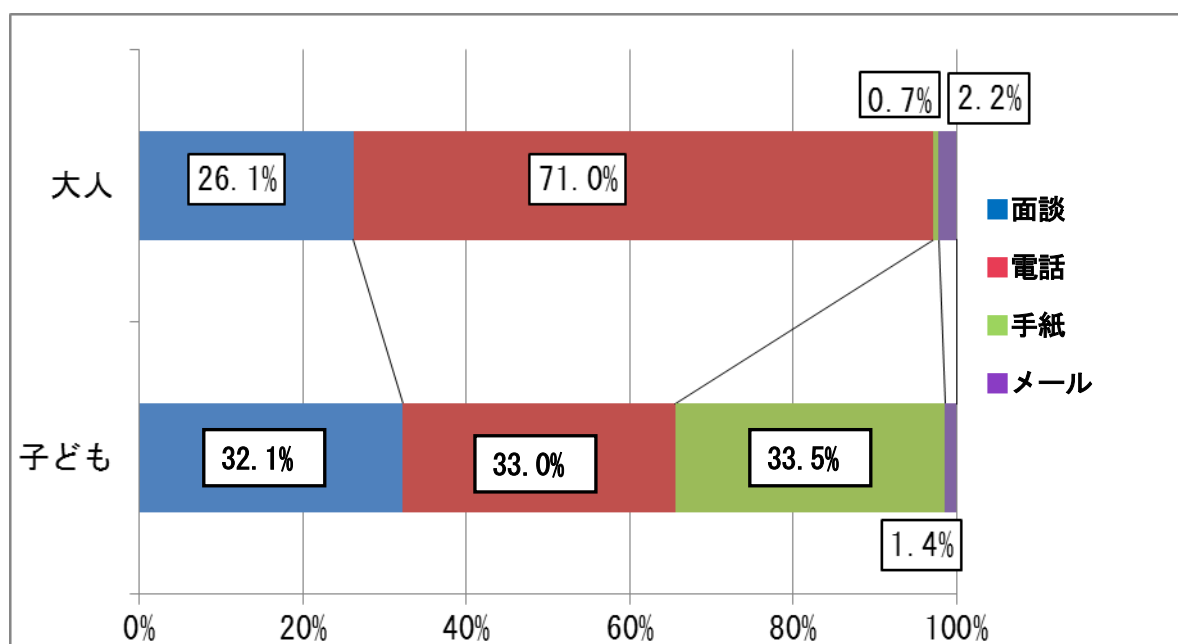


図 4 令和2年度 相談方法（大人・子ども別）

大人の相談方法は、電話が7割を占めている一方で、子どもの相談方法は、面談・電話・手紙がほぼ同じで3割ずつとなっています。手紙から始まった相談については、手紙の内容を受け止めた上で、電話や面談に繋がるようにアプローチを試みています。

また、電話から始まった子どもからの相談についても、電話で話すことに慣れていない子や自分の気持ちをうまく言葉にすることができない子も少なくないため、なるべく面談に繋がるように試みています。面接を行うと、子どもたちは、最初は初めて会う大人に対して、少し緊張した様子も見せますが、遊びを取り入れたりしながら面談を重ねていくうちに、徐々に心を開いてくれるようになります。子どもがうまく言葉で表せない場合も、その表情や仕草からよみとれるものが多くあり、改めて面談することの大切さを実感しています。

相談の所要時間

表１２は、令和２年度の相談にかかる所要時間を面談/電話に分けて算出し、それぞれの相談にかかった平均時間を子ども（学齢別）と保護者に分けて表したものです。

表１２ 令和２年度 相談にかかる平均所要時間

相談方法	子ども					保護者等
	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生・ 中卒後	18歳以上	
電話（分）	13.8	22.0	17.2	39.8	9.8	21.9
面談（分）	73.9	58.3	53.1	90.0	87.9	52.2

面談での相談について、当室においては面談の相談時間を「概ね１時間」と設定していることから、【小学校高学年】と【中学生】【保護者等】についてはそれに準じた時間となっていますが、【小学校低学年】【高校生・中卒後】【18歳以上】においては、面談の所要時間が長くなる傾向にあります。

子どもの本当の思いを聴くためには、まず子どもと関係を築く必要があります。子どもは自分の思いがすぐに言葉にならないこともあり、まずは子どもに「この人になら話してもいいかな」と思ってもらえるような安心できる関係を築くことが大切であると考えています。面談では、時間をかけて話を聴き、お互いに信頼しあう関係になることを目指しています。特に【小学校低学年】の子どもと会う時は、話を聴くだけでなく、面談中に将棋やボードゲーム・工作など様々な活動を取り入れるようにしています。そのため、やや面談時間が長くなる傾向があります。また、令和２年度は【高校生・中卒後】の面談は１回しかなく、その１回が９０分だったため、平均とは言い難いデータとなっていますが、総じて【高校生・中卒後】や【18歳以上】になると、相談内容を家の人に知られたくない場合や相談内容に家族問題などが含まれ、複雑になる場合が多いため、面談時間が長くなる傾向にあると思われます。

電話相談における平均所要時間は、保護者を含め、２０分前後となる傾向にありますが、【小学校低学年】においては、電話で話すことに慣れていない児童が多いため、平均時間が１３．８分とやや短くなっています。【18歳以上】においては平均時間が９．８分と極端に短くなっていますが、これは電話よりも面談で相談することを好む子どもが多かったからだと思います。【中学生】においては、令和元年度の相談所要時間の平均は２７分でしたが、令和２年度は１７．２分となり、随分と短くなっていることが分かります。はっきりとした要因は分かりませんが、SNS等の普及等により、「話して相談をする」ということをあまり好まない中学生が増えているのかもしれませんが。また、【高校生・中卒後】においては、友達関係やSNSトラブル・家族関係の問題など複雑な事案も多く、電話での相談時間がやや長くなる傾向にあります。「友達にも親にも先生にも相談しにくい」といった理由で匿名での入電も少なくありません。

私たちの相談活動が、子どもたちにとって、気持ちや和らいだり、安心して生活するための一助になることを、また、相談調査専門員と遊んだり、時にはたわいもない会話をしたりした経験が子どもの視野を拓けるきっかけになることを期待し、日々の活動に取り組んでいます。

2 相談の内容

いじめを主訴とする相談案件

表 1 3 令和 2 年度新規案件相談内容の内訳

	いじめ	いじめ以外	計
件数(件)	64	59	123
割合(%)	52.0%	48.0%	100%

表 1 3 は、令和 2 年度新規案件 1 2 3 件の主訴の内訳を示したものです。主訴がいじめであった件数は 6 4 件で全体の 5 2 % を占めています。

初回相談の主訴はいじめ以外であって

も、何度か相談を重ねるうちに、相談の主訴にいじめの要素が含まれている事が分かってきます。

表 1 4 いじめを主訴とする相談内容の内訳

いじめの主訴		ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる	仲間はずれ、集団による無視をされる	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	金品をたかられる(恐喝)	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	その他	計
案件	件数(件)	27	8	17	4	1	0	1	2	4	64
	割合(%)	42.2%	12.5%	26.6%	6.3%	1.6%	0.0%	1.6%	3.1%	6.3%	100%
対全体 ※割合(%)		22.0%	6.5%	13.8%	3.3%	0.8%	0.0%	0.8%	1.6%	3.3%	52%

※割合は新規案件数 1 2 3 件に対する割合を示す

表 1 4 は、いじめを主訴とする新規相談件数 6 4 件の相談内容の内訳を示したものです。いじめを主訴とする相談内容では、【ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる】が最も多く、【軽くぶつかられたり・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする】を含めると、いじめを主訴とする相談の 7 割を占めています。いじめが長引くと徐々にエスカレートしていく可能性も高くなるため、早い段階でいじめに気付き、適切な対応を行うことが子どもをいじめから守る上で最も大切なこととされています。子ども本人が、いやだと感じた時にすぐ S O S を出せる環境を作ること、私たち大人の大切な役割だと感じています。

いじめ以外を主訴とする相談案件

表 1 5 いじめ以外を主訴とする相談内容の内訳

いじめ以外の主訴		交友関係	不登校	非行	心身	教員等の指導	学校園の対応	行政対応	子育て	家族関係	虐待	学業	その他	計
案件	件数 (件)	10	4	1	3	8	5	1	5	12	1	2	7	59
	割合 (%)	16.9%	6.8%	1.7%	5.1%	13.6%	8.5%	1.7%	8.5%	20.3%	1.7%	3.4%	11.9%	100%
対全体 ※割合(%)		8.1%	3.3%	0.8%	2.4%	6.5%	4.1%	0.8%	4.1%	9.8%	0.8%	1.6%	5.7%	48%

※割合は新規案件数 1 2 3 件に対する割合を示す

す

表 1 5 はいじめ以外を主訴とする新規相談件数 5 9 件の相談内容の内訳を示したものです。【家族関係】の悩みが 1 2 件と最も多く、コロナ禍における生活様式の変容や学校行事の縮小・中止、外出制限などが続き、家族と過ごす時間が増えたことが原因と考えられます。続いて【交友関係（いじめ以外）】の悩みが 1 0 件、【教員等の指導上の問題】が 8 件となっています。保護者からの相談では、家庭で過ごす時間が増えたことで【子育て】の悩み 5 件が主訴となることもありました。

開設以来、主訴がいじめであった案件は 6 割程度、主訴がいじめ以外であった案件は 4 割程度で推移していましたが、令和 2 年度は家庭で過ごす時間が増えたことで、家族関係やいじめではない交友関係など、他者との関係についての相談が増えました。

もっとも、ここでいう「いじめ」はいじめ防止対策推進法の定義になっていますが、本市の条例は、法とは異なり、子どもからの行為だけでなく、大人からの行為についても「いじめ」として捉えることとしています。教員等の指導上の問題に関するものや家族関係の悩みをはじめとして、法律では「いじめ」に当たらないものの、本市の条例では「いじめ」に当たるものも含まれます。

また、子どもや保護者が抱える問題は複合的であり、「いじめ」か「いじめでない」と単純に割り切って考えることも不適当な場合が多いように思えます。実際に、「いじめ」という言葉がもつ社会通念上のイメージにとらわれすぎ、相談をためらう子どもの姿も散見されます。子どもが困ったり不安になったり理不尽だと感じるがあったりした時に、その気持ちを抑えることなく、周りの人に率直に伝えることができるように環境を整えていくことが大切です。

そして、いじめ対策推進室では、いじめ以外の問題が関係し、相談調査専門員のみでの対応が困難な場合には、他の関係機関との連携を意識しながら活動することを念頭に置いています。他機関との連携体制をとる中では、気持ちを伝えてくれた子どもをどう支援していくかについて、それぞれの機関・組織がよく考え、子どもと正面から向き合って力を尽くしていく必要があります。

いじめの訴えの時期

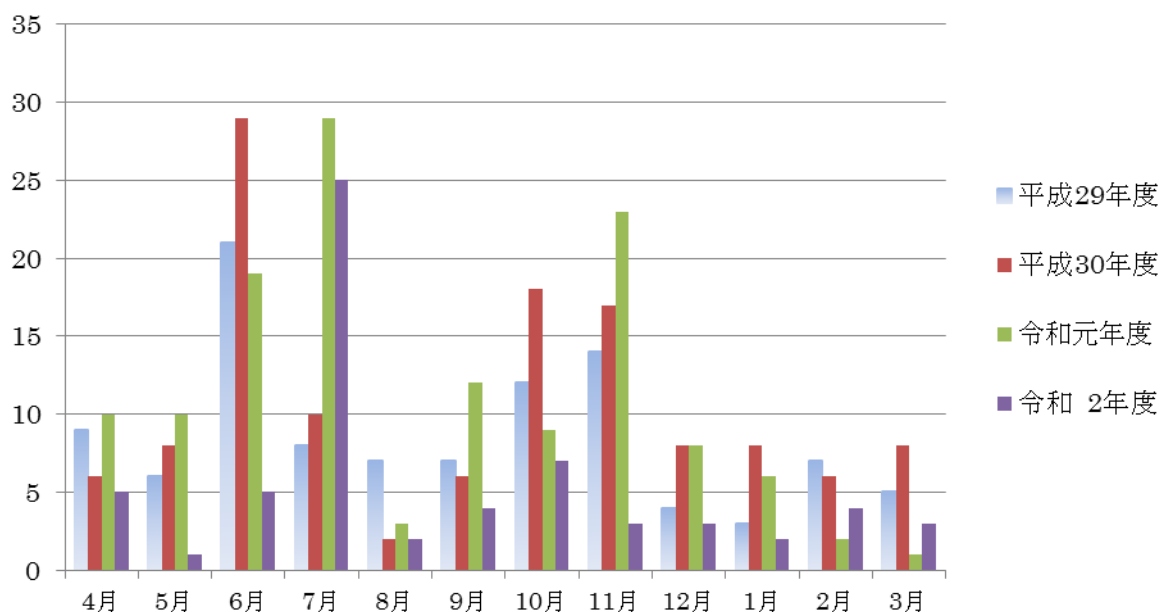


図5 令和2年度 いじめを主訴とする新規相談件数

図5は、いじめを主訴とする新規相談件数を月別に示したものです。

令和2年度は、休校措置が解除され学校が再開した6月に【おおつつこ てがみ そうだん】の用紙を、10月に【おおつつこほっとダイヤル】啓発カードを配布しました。

毎年、6月～7月や10月～11月頃に相談件数が増加する傾向にあますが、今年度は新学期開始直後から、休校措置が2ヶ月続いたことで、相談件数の増加する時期も1～2ヶ月ほどスライドする傾向となりました。

特に、7月の相談件数が増加した背景には、長く休校が続いたことや、楽しみにしていた学校行事が中止になる等のストレスが一部影響していると考えられます。

【おおつつこほっとダイヤル】啓発カードや【おおつつこ てがみ そうだん】の用紙を配布した直後に限らず、一年を通じて満遍なく相談が寄せられ、私たちが身近な相談窓口の一つとなれるよう、活動を続けていきます。

副次的な訴え

主訴がいじめかいじめ以外かにかかわらず、副次的な訴えがある場合は少なくありません。

表16は、令和2年度の副次的訴えの内容を整理したものです。副次的な訴えの内容も多岐にわたり、子どもを取り巻く問題が複合的であることがわかります。

令和2年度は、副次的訴えとして、学校園の対応の問題、教員などの指導上の問題、家族関係の悩み、交友関係の悩み（いじめ以外）等が多くありました。

コロナ禍において、子どもたちの日常や生活習慣が大きく変化し、学校生活や家庭生活の中での不安に繋がったと考えられます。

表16 令和2年度 副次的訴え

	交友関係の悩み（いじめ以外）	不登校	子どもの非行	子どもの心身の悩み	教員等の指導上の問題	学校園の対応の問題	行政の対応の問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	児童虐待	学業の悩み	その他	該当なし	計
対応回数（件）	74	46	5	42	402	200	15	13	125	11	8	41	181	1,163
割合（％）	6.4%	4.0%	0.4%	3.6%	34.6%	17.2%	1.3%	1.1%	10.7%	0.9%	0.7%	3.5%	15.6%	100%

副次的訴えとして、【教員等の指導上の問題】と【学校園の対応の問題】を合わせた項目の割合が約5割を占めています。これは、いじめ事案の発生を契機に保護者と学校園・教員等の関係がこじれてしまう案件が少なからずあるためです。このような案件では、当事者である子どもの気持ちが置き去りにされてしまうことがあります。そのような場合、私たち相談調査専門員は、第三者的な立場を大切にしながら、改めて子どもの意向を確認し、必要に応じてそれを学校の先生や保護者等へ伝えるといった調整活動を行うこともあります。

相談者から副次的訴えとして、家族関係の悩みや交友関係の悩みが語られることがあります。特に令和2年度の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、平穏な日常生活が一変しました。コロナ禍の生活において「ソーシャルディスタンス」が叫ばれ、人々は感染拡大を防ぐために、人と「密」に接触しないよう、物理的な距離を保つようになりました。目に見えないものとの戦いに不安に陥り、孤独を感じることも多くありました。人との物理的な距離だけではなく、「心の距離」まで離れてしまうように感じていた子どもも少なくなかったと思います。

子どもを取り巻く問題は複合的であり、いじめの問題と並行しながら、また時には、いじめの問

題が解消した後に、他の問題が明らかになることもあります。このような場合、他機関への連携や引継ぎを含め、子どもを継続的に支援していくあり方を常に探りながら対応を行っています。

さらに、他機関との連携を検討していく中で、子どもを取り巻く社会資源の役割や対応の方法等について、当事者へ広く周知ができておらず、そのことが、社会資源を有効に活用することを阻んでいるように感じることもあります。私たちいじめ対策推進室と守る委員会を含め、子どもを取り巻く社会資源である諸機関・組織は、それぞれの役割や可能な支援内容等を子どもたちに正確に知ってもらえるような活動を行い、子どもたちが主体的に社会資源を選択・利用できるような環境を整備していく必要があるように思います。

3 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動

これまで、子どもからの相談の直接の窓口となる相談調査専門員については、子どもに身近な存在として認識してもらえるよう、【おおつつこ相談チーム】という名称を用いて活動しています。「いつでもあなたの話を聴くよ!」「一人で悩まないで!」というメッセージを込め、子どもたちに「困った時には相談できる場所がある」ということを知ってもらうために、以下のような各種広報・啓発活動を行っています。

これらの活動を通じて、年々【おおつつこ相談チーム】の認知率は上がってきており、それが子どもたちと直接繋がる機会に繋がっていると考えられます。相談調査専門員に直接子どもの声が寄せられる機会は、守る委員会が第三者委員会としての役割を担う上でも貴重なものであると考えています。

また、守る委員会が市に寄せられたいじめ相談等に対する事実確認や支援策を検討することに関連し、学校をはじめとした関係機関に守る委員会の機能・役割等を知ってもらうことも、子どもの幅広い支援の枠組みの実現に資するところがあります。

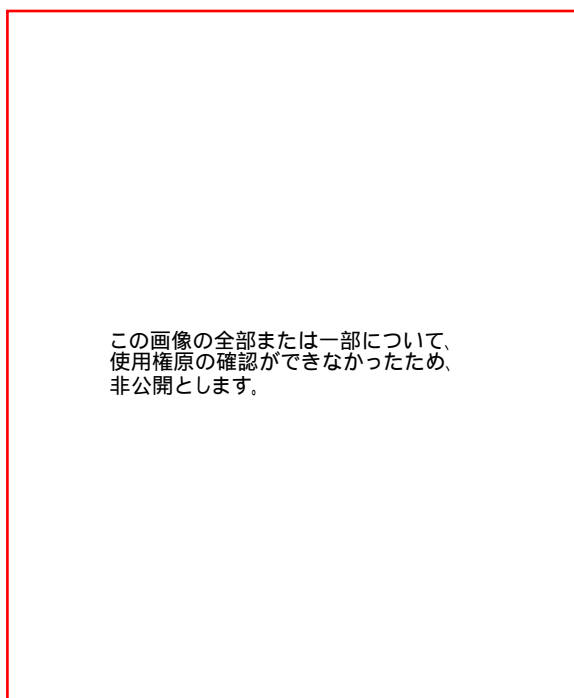
今後も、守る委員会と相談調査専門員が協力しながら、広報・啓発活動の充実に向けて内容を検討していきたいと考えています。

広報啓発ツールの配布

令和2年度は9月に、学校の協力を得て、市内の小学校・中学校・高校の全学年を対象に【おおつつこ ほっとダイヤル】の啓発カードを配布しました。

■おおつつこほっとダイヤルカード

【小学生用】



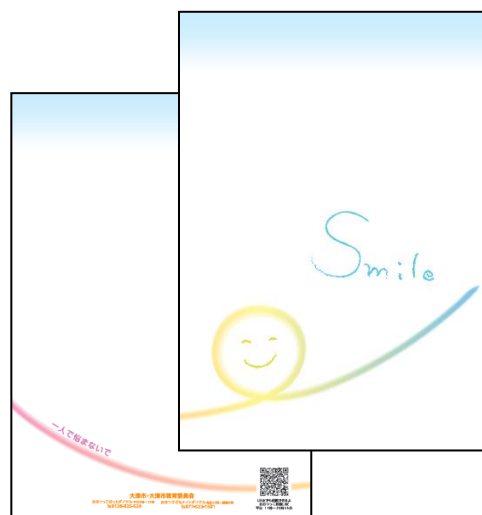
【中学生・高校生用】



■クリアファイル

啓発月間である6月に市立中学校の1年生を対象にクリアファイルを配布しました。

これは、平成30年度に開催された大津っ子リーダースクールに参加した中学生が発案したデザインを元に作成したものです。



■おおつつこ手紙相談

市内の小学生・中学生を対象として7月に【おおつつこ てがみ そうだん】の用紙を配布しました。例年は10月に配布していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス蔓延防止措置のため、4月～5月末が臨時休校期間となった影響を考慮し、例年より早い時期に配布することになりました。

子どもたちがなるべく手紙を書きやすいように、年齢を考慮し、小学生用と中学生用とでデザインや行数などを少し変更しています。

また、この用紙は、子どもたちがSOSを発信しやすいよう、内側に相談内容を書いて三つ折にして封をすれば、切手を貼らずにそのまま投函できるようになっています。

子どもたちが「返信がほしい」と希望している場合は、手紙を受け取った相談調査専門員が返事を書き、およそ1週間後には子どもたちの手元に返事が届くようになっています。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつつこ相談チーム通信の配布

令和2年度は6月と2月に市立の小中学校に通う子どもを対象に【おおつつこ相談チーム通信】を配布しました。【小学校低学年向け】【小学校高学年向け】【中学生向け】と年齢毎に少しずつ内容を変更し、おおつつこ相談チームの活動や出前授業で実施した内容の紹介等を行っています。通信の中にコラムや遊びを取り入れたページ等を盛り込み、子どもたちが読んで楽しいと思えるような通信を作成するように心がけています。

また、当室の活動方針を保護者の方にも理解していただくために、【小学校低学年向け通信】の中には【保護者の方へ】と題し、当室の支援体制について説明させていただくコーナーを設けました。通信を通じて、保護者の方へ当室の活動方針について予め説明をしておくことで、保護者から寄せられた相談であっても、子どもとの面談にスムーズに繋がり、子どもの思いを確認しながら対応することができる事案が増えたのではないかと考えています。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつつこ相談チームポスターの校内掲示

令和2年度は新たな取り組みとして、より多くの保護者におおつつこ相談チームの存在を知ってもらうために、保護者向けのポスターを作製し、それを市立小中学校の校内に掲示してもらう取り組みを行いました。ポスターに当室の活動方針や支援方法を分かりやすく明示することで、保護者の皆さんが少しでも相談しやすくなればと考えました。

また、市内には県立高校が12校あり、市内にある高校に通学する生徒は相談の対象となっていますが、現在、おおつつこ相談カードや手紙相談用紙は市内の高校には配布していません。市内の高校には大津市外から通学する生徒も少なくなく、それらの生徒達は、これまで【おおつつこ相談チーム】の存在を知る機会はなく、全く認知されていない状態だと言えます。

令和2年度は、これらの生徒におおつつこ相談チームを相談先の1つとして認知してもらうために、各高校の校内に掲示してもらうためのポスターを作製し、配布しました。ポスターは、なるべく高校生の目を引きやすいようなデザインにしたり、相談したいと思った生徒がすぐに連絡先を取得できるようにポスターの下部にカードを取り付けたりするなどの工夫を凝らしました。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

保護者向けポスター

高校生向けポスター

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

小学校・中学校向けの出前授業

おおつつこ相談チームは、例年、市内の小中学校を対象に出前授業メニュー一覧を提示し、実施の希望があった学校に出向き、出前授業を実施しています。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、あまり多くの出前授業を実施することができませんでしたが、中学校を対象に【SOSの出し方～こんな時どうする～】というテーマで行った出前授業について紹介します。

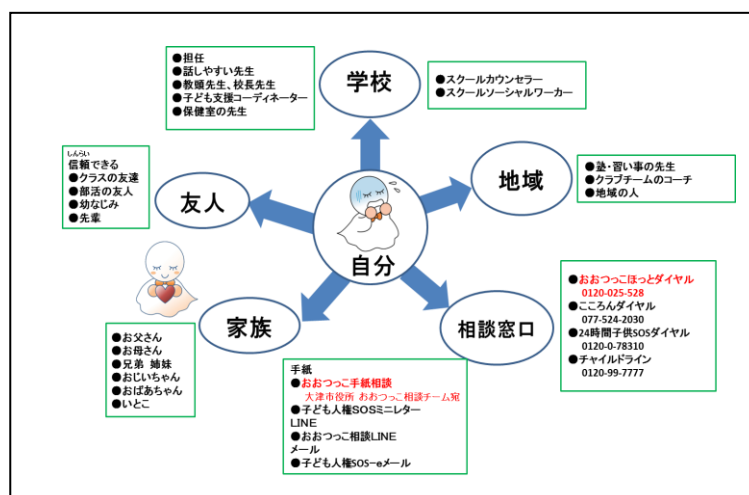
中学校への出前授業では、パワーポイントを使ってSNS事案の例を挙げ、「自分がその立場だったらどうするか？」ということについて考えてもらいました。大津市の児童生徒のアンケート結果を知らせるとともに、みんなで話し合いながら【相談チャート】を作りました。周囲にはたくさんの相談先がある事に気付いてもらい、そのたくさんある相談先の中から相談先を選ぶ方法などについて一緒に考えていくようにしました。

また、いじめの原因はストレスの蓄積から起こるともいわれているため、自分のストレス発散方法について考える時間も設けました。

出前授業を受けた後の子どもたちからは、「自分には意外と相談できる人がたくさんいることが分かった。」「自分の気持ちを溜め込まないで相談しようと思った。」「自分の知らなかったストレス発散方法を知れて良かった。ぜひやってみようと思った。」「自分なりの対処方法を見つけようと思いました。」などといった感想が寄せられました。

出前授業後のミニアンケートでは、子どもたちから、「いじめはどうやったらなくなりますか？」「いじめの基準がよく分からないです。」「相談してもいじめが止まない場合は、手を出してもいいのか？」などの質問が寄せられました。これらの質問から、実際に子ども達を取り巻く学校生活の中では様々なトラブルが起こり、それに対してどのように対処すべきなのか、子ども達なりに日々悩んでいる様子が伝わってきました。

私たちは、これらの質問に対して「おおつつこ相談チーム通信」を通して答えていくようにし、子ども達が学校生活を送る上でのヒントになればと考えています。間接的であっても、子どもたちの日々の悩みや疑問に寄り添い、支援する活動を続けて行きたいと思っています。



相談チャート図

ふれあい交流会

おおつつこ相談チームは、毎年、夏休み期間中に子ども達と遊び等を通して交流することを目的として、大津市の福祉ブロック7か所にある児童館を訪問したり、児童クラブを訪問してミニ出前授業などを行ったりする【おおつつこふれあい交流会】を実施しています。

しかし、令和2年度は新型コロナウイルスの影響でおおつつこふれあい交流会を実施することができませんでした。そこで、児童館や児童クラブを訪れる子ども達におおつつこ相談チームを少しでも身近な存在に感じてもらうことを目的として、各児童館にポスターを配布し、目につきやすい場所への掲示をお願いしました。多くの子ども達がポスターに興味をもってもらえるように、ポスターに「まちがいさがし」を入れる等、楽しめるような工夫を凝らしました。

児童館・児童クラブ用ポスター

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

大津市熱心まちづくり出前講座

大津市熱心まちづくり出前講座では、市民の方を対象に様々なテーマで講演を行い、地域の子どもたちについて一緒に考える機会を設けています。

令和2年度は11月に大津北少年補導（委）員会において、地域の補導員の方々を対象とした研修会を実施しました。

今後も、子どもの支援に関わる機関や地域の方々との間で、子どもの声を聴くことの大切さを共有する機会を積極的に持っていきたいと考えています。

4 相談・調整活動例の紹介

実際の相談・調整活動例について、個人情報保護の観点から一部加工してご紹介します。

初回相談者（子ども本人か、親か）、相談内容（いじめそのものか、いじめから派生した問題か）、対応期間（短期から長期まで）などは多岐に渡りますが、いずれの場合であっても、子ども本人の声を大切に、子どもを中心とした支援を実現するよう心がけています。

最初の頃は悩んでいても、面談等が進むにつれ、何かがきっかけとなって自ら解決の方法に至る子どもたちも少なくありません。子どもたち自身には問題を解決する「力」があること、周りの大人の役割はその力を引き出すための支えとなることを日々感じながら、相談対応を行っています。

■事例1 小学4年男子Aさんの場合 子どもからの相談【いじめからの不登校】長期対応

2学期が始まってしばらくした頃、小学4年生男子Aさんから入電があった。数日前に学校でおおつこのカードが配布され、それを見て、おおつこほっとダイヤルに相談してくれたとのことであった。Aさんは「お母さんが心配するといけなから」という理由で、家の人には内緒で電話をかけてきていた。

Aさんは普段、クラスの男子5人グループに属し、みんなでドッジボールや鬼ごっこをしたり、教室では消しゴムバトルをして遊んだりしていた。Aさんは放課後、児童クラブに通っており、5人グループの中のBとCも児童クラブに通っているため、そこでも3人で仲良く遊んでいた。しかし、最近、自分だけが5人グループの遊びに入れてもらえなかったり、避けられたりしているように感じていた。また、児童クラブでもBとCから仲間外れにされているように感じるとのことであった。Aさんは、そのようなことをされる心当たりは何もなく、「何で僕だけがこんなことをされるんだろう？」と思っていた。相談調査専門員Xはこの話を聞いて、「Aさんは相手の子らに『僕、何か悪いことをしたかな？』『どうして僕を仲間に入れてくれないの？』と聞くことはできそう？」とたずねると、Aさんは少し悩んでいたものの、「うん・・・やってみる。」と返事をした。相談調査専門員Xは、「もし聞くのが難しいようなら、また違う作戦を考えることもできるよ。もし、聞くことが出来たら、どうなったか心配だから、教えて欲しいな。また電話してね。待っているね。」と伝えて電話を切った。

すると、1週間後に再びAさんから入電があった。Aさんは、先週、相談調査専門員Xと話したように、5人グループのメンバーに「どうして僕を仲間に入れてくれないの？」と聞こうとしたが、いざ聞こうとすると、4対1になり、怖くてなかなか勇気を出せず、結局、未だに聞けていないとのことであった。Aさんはだんだん学校に行くのが嫌になり、今日は母に「学校を休みたい。」と言った。母から理由を聞かれたので、「最近、5人グループで仲間に入れてもらえないこと」や「先週おおつこほっとダイヤルに電話したこと」などを正直に話した。

相談調査専門員Xから「もう少し詳しく話を聴きたいから、会って話そう。一緒に作戦を考えよう。」と提案すると、「そうしたい。」との返事があった。今日は母の了承を得て電話をしているとのことで、母に電話を代わってもらい、面談の日程を決めた。

翌日に面談を設定し、相談調査専門員XがAさんの話を聞き、相談調査専門員YがAさんの母

の話を聞いた。Aさんは学校を欠席しており、「もう学校に行きたくない。教室に入りたくない。」と訴えていたが、Aさんの母は「なるべく学校に行って欲しい」という思いを持っていた。相談調査専門員XからAさんへ「別室登校はどうか？」と提案すると、Aさんは「別室なら行けるかもしれない。」と話し、「自分の辛い思いを担当の先生に分かってもらいたい。」と話した。その際に、相談調査専門員Xが「学校の先生に話す時に、専門員も一緒に行くことができるよ。」と言うと、「一緒について来て欲しい。」と希望したので、後日、Aさんと相談調査専門員Xと一緒に学校に行き、担任の先生にAさんの辛い思いを伝えた。担任の先生は、Aさんがそのような不安な思いになっていることに気が付いていなかったようで、Aさんのことを心配し、別室登校の方法を考えてくれた。

一方、Aさんの母はわが子を心配するあまり、強い不安感を抱いており、「先生から5人グループの子達を指導してもらうことはできないのか？」と望んでいたが、母担当の相談調査専門員Yが母の話を丁寧に聞きながら、「今はそのような指導をAさん自身が望んでいないこと」、「今はAさんのパワーがなくなっているので、しばらくは別室登校をしながら時間をかけて見守って欲しいこと」等を伝えた。相談調査専門員XとAさんは、定期的な面談を行い、Aさんが不安に思っていることを聞いたり、Aさんが大好きな電車の話やAさんの夢である電車の運転士の話などをしたりして、Aさんは少しずつ元気と自信を取り戻すことができた。Aさんの母も相談調査専門員Yと面談を重ねる中で、Aさん自身の思いを大切にすることに理解を示し、その気持ちに寄り添い、見守ってくれるようになった。

2学期も終わりに近づいた頃、Aさん自身が「5人と話したい。」と言い出し、担任の先生が立会いの下、5人と話し合いをする時間を持った。すると、みんなが意図的にAさんに対して悪意のある行為をしていたこともあったが、Aさん自身の勝手な思い込みや勘違いから誤解をしていることもあるということが分かった。お互いに悪かった部分を反省し、謝罪することで、また以前のように5人で仲良く遊ぶことができるようになった。

Aさんは3学期から教室に戻れるようになり、以前のように毎日みんなと一緒にドッジボール等をして遊んでいる。3学期になり、相談調査専門員XがAさんに電話をすると、「毎日学校に行っているよ。また困った時にはおおつっこに電話するね！」と元気な声で話してくれた。Aさんの母も2学期は子どもを心配するあまり、体調の優れない日が続いていたようだが、今は大好きな趣味のコーラスにも参加し、毎日元気に過ごしているとのことであった。

子どもからの相談を契機に親子並行面談に繋がり、話を聞いていくうちに、子ども自身の思いと保護者の思いに乖離があることが分かったケースです。

時として、保護者はわが子を大切に思うあまり、いつの間にかわが子自身の思いから離れて行動を起こしてしまう場合も少なくありません。そのような保護者の行動が実は子どもの更なる悩みに繋がっていくこともあります。一時的にパワーを失ってしまった子どもを周囲の大人がエンパワメントし、子ども自身の力を信じて見守っていくことで、子ども達は自分でパワーを溜め込み、解決に向かって進んで行くことができるようになります。

このような場合、相談調査専門員が家庭とも異なる第三者として、子どもと保護者の思いを繋げ、親子を一緒にエンパワメントしていくことも、私たちの相談対応のあり方の一つとなっています。

■事例2 小学生女子Bさんの場合 子どもからの相談【友人関係の悩み】 長期対応

小学6年生Bさんが、初めて相談の手紙をくれたのは、Bさんが小学校4年生の時だった。「友だちと一緒に帰ってくれない。クラスの人と目が合うと怒っているような顔になってしまう。友だちが少なくて相談できる相手がいない。」という内容だった。相談調査専門員Xは、手紙に「Bさんの話を、詳しく聞いて、力になりたい。電話や、会って話をしたい」と書いて返事を出した。

数日後、Bさんがおおつつこほっとダイヤルに電話をしてきてくれた。Bさんは、学校生活のことや、家族のことを話した。友だちと放課後に遊びたいが、タイミングが上手く合わない。家でゆっくりしたいと思う時に限って誘われる。断ると「どうして？なんで？」などしつこく聞かれる。

Bさんは「以前に母に相談したが、母の勘違いから、先生の聞き取りが何日か続き、余計にややこしくなった。だから、母には相談したくない。」と話した。

Bさんとは、手紙や電話での相談が続いた。Bさんの理想とする「親友」について、手紙や電話で話した。Bさんは、学校での友だちとのトラブルや出来事について相談調査専門員Xと一緒に考えた。Bさんは運動が苦手で、運動会のリレーや大縄跳び大会の練習など、本来自由な時間であるはずの休み時間にまで、苦手なことを強要されることに疑問と不満を持っていた。Bさんは、相談調査専門員Xと話す中で、そのような気持ちを持っているのは、クラスの中で自分だけではないことに気づき、自分の思いを先生に話してみることにした。先生は、Bさんの話を聴き、クラスのみんなで話し合う機会を作ってくれた。クラスのみんなで話し合うことで、それぞれの思いを知ることが出来、自分たちで改善策を考えることが出来た。

Bさんと手紙での相談が続いていたが、ある日「おおつつこ相談」に相談していることを知った保護者から連絡があった。相談調査専門員Yは、保護者の不安や心配を聴き取りつつ、子どもの成長を見守る重要性を伝え、その理解を得ながら対応した。保護者と繋がったことで、親子並行面談を行うことになり、Bさんと相談調査専門員Xが面談で話すことができた。相談調査専門員Xは、Bさんの「友だちに関する思い」を丁寧に聴き、自ら友だち関係に対する意識改革ができるようBさんの気持ちに寄り添う対応を心がけた。

Bさんは、相談を継続する中で、【友だちとの距離感】や【自分の思いを言葉にする】ことを学んだ。その後、Bさんからの相談は、少なくなっていく。

令和2年3月、相談調査専門員XからBさんに小学校卒業と中学入学のお祝いの手紙を出した。すると、Bさんから連絡があり、その時にBさんは、「自分の気持ちを話さないと分かってもらえない。相手の気持ちも聴かないと分からない。だから自分で言うようにしている。」と話した。相談調査専門員Xは、たくましくなったBさんに「今後の生活も応援している。」と伝え、相談終結となった。

人との繋がりに悩む子どもからの相談です。誰もが自分と人との関係に不安を感じて悩む時期があります。それを相談調査専門員に話していくことで自分自身を見つめるきっかけとなったケースです。

子どもからの相談には「どうしたらいいか」の答えを求めるものもありますが、一方で、「話を聴いて欲しい」というものも少なくありません。まずは、子どもの気持ちに寄り添うことを大切にして、子どもの意向に沿った相談対応を行っています。

■事例3 中学2年男子Cさんの場合 子どもからの相談【クラスの友人関係の悩み】 長期対応

2学期も終わりに近づいたころ、中学2年生男子Cさんから電話があった。Cさんのクラスはとても活気のあるクラスで元気な子が多かった。しかし、2学期半ばから、クラスの雰囲気少しずつ変わってきた。

授業中の私語が増え、立ち歩いたりする人も出てきた。Cさんは正義感が強く、勉強も頑張りたいと思っているので、授業がうるさくて聞けないことや授業を妨害するような行為を疎ましく思っていた。授業中に騒ぐ人はだいたい決まっており、女子2名・男子3名が一緒になって騒ぐことが多かった。

ある日、友達のKさんが授業中に挙手して発言をすると、それに対して、いつもの女子2名・男子3名がKさんの発言を茶化して笑うような場面があった。Kさんは、涙を浮かべていた。Cさんは普段から5人の態度をあまりよく思っていなかったが、このKさんの件でもう我慢が限界に達し、5人に向かって「何でそんなこと言うんや！Kさんは何も悪いことしてへんやないか！」と正義感をもって発言した。

翌日から、Cさんは5人の標的になった。5人は、先生や大人が見ていない隙を狙ってコソコソとCさんの悪口を言ったり、SNS上にCさんの悪口を書き込んだりしていた。Cさんは、毎日のように嫌がらせを受け、学校に来るのが嫌になっていたが、「家の人に心配はかけたくない」「先生に相談したら大事になってしまう」等と思い、周囲の大人に相談することができなかった。

ある日、学校でおおつつこ相談チーム通信が配布され、それを見たCさんは、思い切って【おおつつこほっとダイヤル】に電話をかけた。相談調査専門員Xと面談をする中で、Cさんは「学校の先生には言いたくない。先生に知られたら、5人が仕返しをしてくるかもしれない。だから自分でなんとか解決したい」という思いを持っていることが分かった。しかし、Cさん一人の力で今の状況を改善することは簡単なことではなく、今後、どうしたら5人からの嫌がらせがなくなるか、Cさんと相談調査専門員Xの2人で考えていくことにした。

一方、同じクラスのKさんは、「Cさんは自分をかばったばかりに5人の標的になっている」という罪悪感を持っていたものの、「自分がCさんをかばうような行動をとると、今度は自分が標的になるのではないか」と思い、怖くてCさんを擁護することができなかった。そこでKさんは、Cさんのことを先生に相談したようで、ある日、Cさんは先生に呼び出され、これまでの出来事を正直に話すうちに涙が出てしまった。先生は親身になってCさんの話を聞いてくれ、5人に対して指導をしたいと提案してくれた。しかし、Cさんは「5人からの仕返しが怖い。」「自分で解決したい。そのために今、おおつつこの人と話をしている。」と先生に告げ、5人への直接的な指導は望まなかった。相談調査専門員Xは、Cさんの気持ちを丁寧に聴きとることを心がけながら、学校の先生とも連携し、解決方法を模索した。

Cさんは相談調査専門員Xと相談して、家の人にも正直に話すことにした。Cさんの母はとても心配し、すぐにでも学校から5人への指導を望んだが、親担当の相談調査専門員YがCさんの母と面談する中で、「Cさんの気持ちを大切にしていきたい」「Cさんと相談調査専門員でなんとか自分の力で解決する方法を模索している」ということを説明し、見守ってもらうようお願いした。

Cさんは、相談を継続する中で、「5人からの謝罪は要らない」「嫌がらせの行為をやめてくれたらそれでいい」という思いを固め、「自分の気持ちを学校の先生から5人に伝えてもらう」という選択をした。Cさんと相談調査専門員Xは、先生に自分の気持ちを伝えるだけでなく、先生からどんな方法で5人に伝えてもらうか、伝えてもらった後はどうなるか等、今後のことを具体的に細かくシミュレーションしながら、先生に伝える内容を考えた。

数日後、Cさんは相談調査専門員Xが立ち会いの下、学校の先生に自分の思いを伝えることができた。先生から5人へCさんの思いをしっかりと伝えてもらい、しばらくすると、5人からの嫌がらせはおさまっていった。先生の勧めもあり、Cさんは学校で5人と距離を置いて過ごすことになった。

3学期になり、久しぶりに相談調査専門員XがCさんと面談を行うと、Cさんは以前と比べ、明るい表情になっており、「5人とは少し気まずい状態ですが、何とか大丈夫です。僕、3学期はクラス委員に立候補して、今、球技大会を企画しているんです。」と元気に話してくれた。

中高生の中には、「大事になる」「『チクッた』と言われる」「仕返しが怖い」等の理由で、先生や家の人をはじめ、周囲の大人に相談することを拒む子どもも少なくありません。

しかし、Cさんは相談調査専門員とじっくり話をしていく中で、自分で悩み、考え、最終的には自分が納得する形で、「自分の気持ちを先生に伝え、先生から5人に自分の気持ちを伝えてもらう」という選択をしました。相談調査専門員が子どもの気持ちに寄り添うことで、子どもは自分で解決する力を取り戻すことができました。

子どもは自分の思いをしっかりと聴いてもらえることで、ひとりの人として尊重されていると感じます。それを実感することが自信につながり、次の行動への新たな1歩を踏み出す力になります。私たちは、いつでも子どもの声をじっくり聴く存在でありたいと思っています。

私たちは、『子ども中心の支援』を実現するべく、特に『子どもの声を聴く』ことが大切であると考えており、どうしたら子どもから本当の声を聴かせてもらえるようになるか、日々考えながら相談対応を行っております。

子どもたちは、これまでの生活史の中で、大人が介入することによって嫌な思いや悲しい思いをした体験が少なからずあります。そして、こうした体験は、子どもたちの中に「大人が知ったら怒るだろう」「親（保護者）に迷惑をかけたくない」「大人に話したら大事になる」という心性を醸成させることとなります。児童・生徒から寄せられた相談の中で、子どもたちから「身近な存在である親（保護者）や先生だからこそ話せなかった」という思いが語られることが少なくありませんでした。

成長・発達の過程を辿る中で、子どもたちの中には「自分で解決したい！」という自己解決欲求が育ってきます。親（保護者）からすると、子どもは何歳になっても子どもではありますが、親や周囲の大人が思う以上に子どもたちは自分で問題を解決していく力を持っています。

私は、子どもたちから本当の気持ちを聴かせてもらうためには、子どもたちが『自分は尊重されている』と感じる必要があると考えています。そのために受容的な態度で傾聴することを心がけ、信頼関係の構築に努めますが、その際に「子どもの主体性」を尊重する意識や態度がとても大切になります。いざ、実践してみるとこれが簡単にはいかないもので、ついつい大人の経験則からアドバイスしてしまいそうになる場面があります。しかし、ここで、子どもたちが、『今の状況をどう感じているのか』『今後どうしていきたいのか』という気持ちを丁寧に聴き取ることで、徐々に子どもたちは自分の言葉で本心を語り始めるようになります。

子どもたちは、対話中の言葉の抑揚や一瞬の表情などから、相手の心の内を読み取ることに長けており、その力は大人よりも優れている場合があります。そのため、大人が子どもの本当の気持ちを聴こうとするのであれば、見せかけだけではなく、心の底から「一人の個人として尊重しよう」という姿勢で対峙することが必要になります。

口を閉ざす子どもであっても、心の奥底では「誰かに話したい！」「誰かに聴いてほしい！」という思いを持っています。子どもたちが大人に対して望むことは「余計な干渉はされたくない。でも、放ったらかしにされたくない。」ということです。子どもたちの心には、そういったアンビバレント（両価的）な思いがあるため、周囲の大人が、「子どもたちには、時に言葉と行動が伴わないことがある」ということを心に留めて置くことが大切であると感じます。

最後になりますが、子どもたちとの相談を終える際に「何かあったらいつでも相談してね」というフレーズを使ってしまうことがあります。このフレーズ自体が悪いとは思わないのですが、子どもたちへ再び相談を促す場合には【子どもたちが「また何かあったら相談しよう」と思えるような関わり方（態度や姿勢）ができていたか？】と自身の対応を振り返ることを忘れないようにしたいです。

おおつつこ相談チーム 相談調査専門員
浦野幸一郎

Ⅲ 委員メッセージ

いじめに関する初期対応のポイントについて

委員長 春日井 敏之

1. いじめ防止法といじめの定義

2011年、滋賀県大津市立中学校で起きた自死事案をきっかけに、2013年に「いじめ防止対策推進法」（以降、いじめ防止法と略称）が制定されました。いじめ防止法の定義によれば、全ての問題行動は、「児童等が心身の苦痛」を感じた場合いじめと認知されます。したがって、子ども、及びその保護者等から「心身の苦痛を感じた」と訴えがあった場合、いじめの認知件数にカウントされます。

その際、重要なことは次の3点です。①いじめの認知は、個々の教師の判断ではなく、いじめ対策推進委員会、生徒指導部会等、管理職も含めた学校組織として行っていく。②適切な初期対応によって、重大ないじめや取り返しがつかない「重大事態」を引き起こさないようにする。③認知件数を増やすことと同時に、申し出てくれた児童生徒の話をまず聴き取り、丁寧な初期対応を行っていく。

いじめ防止法以前の文部科学省（2012）の定義では、「ケンカ等を除く」といった注も付記されていました。この影響は根深く、「再調査委員会」に参画し調査に関わった神戸市や兵庫県宝塚市の市立中学校での自死事案においても、「いじめではなく、よくある生徒同士のトラブルだと思っていた」といった認識の教師が大半でした。そこでは、「けんか両成敗」「当面様子を見よう」ということで、「けんかやトラブル」と認識した具体的な問題事象への指導、支援もなされていませんでした。いじめ防止法制定後、「けんか」に関して文部科学省（2016）は、「一般に『けんか』と捉えられる行為（一定の人的関係のある児童生徒間でなされるもの）は、なんらかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知される。いじめと認知することを要しない『けんか』は、極めて限定的である」と見解を修正しています。

2. いじめに関する初期対応のポイント

いじめに関する初期対応についてポイントを提示しておきます（春日井、2020、2021）。

① 子どもの小さな変化を察する姿勢

「子どものなぜ（言動の意味）を自らに問う姿勢」を教師集団として大切にしていける必要があります。たとえば、「なぜあの子は攻撃的なのか」「なぜあの子は元気をなくしているのか」「なぜあの子は登校をしづめているのか」と、教師がお互いに問い合う姿勢です。問題事象の初期段階において、子どもの言動の意味を問い合う教師集団の姿勢が、深い子ども理解の入り口となります。チーム学校の一員である周辺の子どもたちに聴くことも有効です。

② 担任まかせにしないネットワーク

教師個人の力量には限界があり、教育をめぐる諸課題の解決を図るために、一つには、学校内で同僚等とつながっていく「内にかかれた支援ネットワーク」の形成、二つには、学校外の専門機関とつながり協働を図っていく「外にかかれた支援ネットワーク」の形成が重要です。特に、事例検討を重ねるケース会議は、子ども理解（アセスメント）と取り組み方針（プランニング）を深め、若手が力量を高めていく場としても有効です。

③ チームで手分けして事実確認を

日時を区切り、関係する教師が手分けをして当事者双方と周辺の生徒から事実の確認を行います。その際に、当事者の主張が、100%一致することはまずありません。この時には、周辺の情報も含め

て、一致点と不一致点を明らかにして、不一致点については保留し、一致点から明らかになった問題点に焦点を当てながら、指導、支援、ケアを行っていくことが重要です。子どもが、家族や友人などを守るために言えないこと、言わないこともあるのです。

④ 「着火、発火、炎上」の視点をもつ

学校では、発火（いじめ）の時点で問題に気づくことも多いのですが、きっかけとなった着火（トラブル）の時点まで遡って関係修復を図る必要があります。同時に、着火した状態を放置すれば発火、炎上（ネットいじめ・拡散）に至るという問題の重大性に気づき、初期段階で関係修復のための指導、支援、ケアを行う必要もあります。「ネットいじめ」においても、問題の発端は日常生活における着火にあることが多く、着火点と発火点は異なるのです。

⑤ 関係修復に関する3つの選択肢

教師には、和解を関係修復のゴールとする傾向が強くあります。しかし、関係修復には、一つには謝罪を受け入れ和解する、二つにはしばらく心理的・物理的に距離を取る、三つには関係を解消する、という三つの選択肢があります。相手が、謝罪の意思を示さない暴力問題、性的問題などは、当事者を合わせるべきではない場合もあります。関係修復は、教師の希望ではなく、辛いと訴える子どもの意向を尊重した選択をする必要があります。

⑥ 「構造的ないじめ」という視点

悪意がない場合でも1対集団で対峙するような場合には、一人に対応した当事者が辛いと感じる場合も多くあり、「構造的ないじめ」が発生します。学級や部活動の話し合いの場で、一人が批判される対象になったり、教師が全体の場で一人を叱責するような場合、当事者が辛いと感じ、その後の学級や部活動での人間関係や見方が固定化していくこともあります。1対集団という「構造的ないじめ」を助長するような場合は、安易に設定すべきではありません。

⑦ 登校しぶり、不登校を軽視しない

神戸市と宝塚市の重大事態では、いずれの当事者も直前には学校を休んだり、「学校に行きたくない」と言っていました。小学校から中学校にかけて、ほとんど学校を休まなかった子どもが、学校に行きしぶったり「行きたくない」とSOSのサインを出した背景には深刻ないじめがあったわけです。教師は、不登校というSOSのサインが時には深刻な事態の反映であることにも留意し、登校しぶりや不登校が意味するものを軽視してはなりません。

【文献】

春日井敏之（2020）「教育の現代的な課題—『いじめ・不登校問題』と教育実践」山内清郎・原 清治・春日井敏之編『教育原論』ミネルヴァ書房。

春日井敏之（2021）「いじめ問題の捉え方と初期対応—再調査委員会からみた学校現場の課題—」『月刊学校教育相談』6月号、ほんの森出版。

神戸市いじめ問題再調査委員会（2019）「調査報告書（概要版）」。

宝塚市いじめ問題再調査委員会（2020）「調査報告書（概要版）」。

文部科学省（2012）「平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料」。

文部科学省（2016）「資料1 いじめの認知について」。

いじめと私

副委員長 藤川 洋子

このたび、委員としてメッセージを、と求められ、「え、いじめについて？」と少々困惑しています。

私は長く家庭裁判所調査官として働いていました。その後、臨床心理学等を教える大学の教員として、そして現在は、学生や教職員のメンタル面のサポートをし、障害を有する学生について「合理的配慮」の策定に携わる教員として働いています。

このように直接的ではないにせよ、「いじめ」を扱うことのある立場で仕事をしてきて、しかも大津市では専門家と目される立場に取り上げていただきながら、なぜ困惑するのだろう、とその理由を考えてみました。

☆

30年に及ぶ家裁調査官時代は、もっぱら少年犯罪を担当していました。本人や保護者だけでなく、学校の先生や雇い主と面接して、本人の更生（再非行の防止）に何が必要か、を調査し、裁判官に処遇意見を提出する仕事です。

少年法によって守られているとはいえ、手続きは厳格に進みます。結果が重大であったり、複雑であったりする事件は、捜査段階で作成された何キロにもなる書類を読むことから調査が始まります。被疑事実の、ある1行のために、数十枚の写真が添付されていることもあります。ロッカーはいつも関係機関からの証拠書類でいっぱいでした。

大学の教員になって研究室を持たせてもらおうと、それまでのような機密書類ではありませんが、2、3年で本棚がいっぱいになってしまいました。ある知見を学生たちに説明するにも、根拠を示す必要があります。古今東西の文献や、次々に出版される最新の情報が、証拠書類として本棚に並ぶというわけです。

☆

こうした「証拠主義」ともいえる文化のなかで仕事をしてきた私は、近年の「いじめ」と報告される何十万件という件数（全国）や、学校別では小学校で起きたいじめの件数が群を抜いて多く、かつ増加の一途であることを知ると、複雑な気持ちになります。

小さな子どもの不安や絶望、悔しさや怒りを痛ましく思う一方で、まだ刑事責任年齢にも至っていないもう一方の子ども（達）がいじめ加害者とされることについて、それをその子どもがどう理解したのか、またどんな手当てがされたのか、そういったことが気になってたまらなくなるのです。おそらく、第三者性（中立）と証拠主義にこだわる裁判所根性がそうさせるのだろう、とわかってはいるのですが、一方当事者の話（主に主観的事実）を基に、何がどう動き出すのだろうか、それは何を目指してのことだろうか、当事者たちの資質の問題はどう扱われるのだろうか、としばし立ち止まってしまうのです。

☆

困惑の中身を探っていると、私自身のいじめられ経験にもたどり着きます。父親の仕事のお陰で、小学校で二度、中学校で一度、転校を経験しました。都会から地方へ、あるいはその逆と、文化圏

の異なる広域異動です。

転校生というのは、クラスの好奇心の対象になります。地方の小学校に転校したとき、その土地の方言を使えない私の言葉が変だ、と笑われました。地理のテストは地域に馴染みのない間はほぼ零点ですから、「何も知らんの？」と馬鹿にされます。中学1年生のとき、靴箱に入っているはずの上履きが、土砂降りの校庭の水たまりのなかに放り込まれていたときには、涙が流れました。

でも、今、懐かしく思い出すのは、地域になじんで人間関係を新しく作っていく面白さのほうです。「そっちが方言なのよ」と国語辞典を示したこと、遠い水たまりの中の私の上履きになぜ気づいたのか、指さして気づかせてくれたそのやんちゃ坊主が、実は犯人だったこと、涙に驚いて謝ってくれたあとはとても仲良しになれたこと、などなどです。

☆

いじめは、あって欲しくはありませんが、成長の足掛かりになりうるものだと私は考えています。悲しさや、孤独や、不安や悔しさや怒り、そういった感情を全く経験せずに大人になることを考えてみてください。他者の感情を汲み取ることができない冷たい人間になってしまうように思いませんか？また、いじめっ子側が示す、嫉妬や見栄、迎合、優越感や軽蔑についても、それをまったく経験したことのない人間など、いるはずがありません。

いじめを経験したとき、適切にSOSを出すことができれば、その子どもは「自分には味方がいる。強くなれた」と感じてくれるでしょう。嫌な経験を機に、信頼できる人との出会いが生まれる、というわけです。

もう一方の、いじめた側は、「その行為はいじめだ」と命名されることによって、自分に起きた感情を振り返り、そういう形で示してしまった理由を考え、過ちを繰り返さないよう、自分の感情を制御する方法を教えてもらわなくてはなりません。

☆

大人の世界を見ればわかりますが、「いじめ」という事象がなくなることはありません。だからこそ、「(いじめを) 無くす」と叫ぶのではなくて、「(被害者も加害者も) 成長させよう」と根気強くサポートするのが大切だ、ということもわかってきたのだけれど、それが簡単ではないこともわかってしまったので、メッセージのどこかに困惑が貼りついてしまうのでしょうかね。

(終わり)

「いじめ」をめぐって思うこと

委員 佐々木千里

はじめまして

私は、2020年（令和2年）6月から、「大津の子どもをいじめから守る委員会」の委員をつとめさせていただいております。責任の重い役割であると理解すると同時に、市民のひとりとして、大津市の子どものために、大津市民のために少しでもお役にたてればと考え委員をお引きうけしました。

さて、ふだんの私は、他府県や他市のスクールソーシャルワーカー（SSW r）のスーパーバイザー（指導者）として、SSW rが専門職として学校現場でより良い実践ができるよう後方支援を行っています。そのため、SSW rが活動している学校現場に足を運び、SSW rや先生方と子どもの抱えている問題等について一緒に考える機会も多くあります。今年度からは、月に1回、おおつつこ相談チームの方々と、「いじめ」に絡んだ子どもの抱える問題について検討する機会をもてることとなり、学校の内外から「子どものしあわせ」や「子どもの権利保障、教育保障」について考えているところ です。

おおつつこ相談チームと共に子どもに寄り添う

学校の先生は、積極的に「いじめ」を発見し対応するために、教育相談やアンケート等で子どもの状況を把握しようと努めています。しかし、いじめの被害を受けている子どもの心は複雑です。

「苦しい、誰かに相談したい」と思っても、すぐに行動に移せる子どもばかりではありません。「大好きな親に心配かけたくない。耐えよう」と考えてしまう子どももいれば、「学校では言いにくいな」と諦めてしまう子どももいるかもしれません。そのため相談窓口として学校以外のいくつかの選択肢も必要であり、現在は法務省、警察庁、都道府県教育委員会、市町村、NPOなどがそれぞれに相談窓口を設置し、電話相談はもちろん、SNSを使った相談など多様な方法で子どものSOSを受け止めようと工夫しています。

大津市の場合は「いじめ対策推進室」にある「おおつつこ相談チーム」が親身になって子どもや子どもを案ずる保護者の気持ちに寄り添い、必要に応じて教育委員会や学校と連携・協力し、子どもが安心して学習に向き合えるようサポートしています。私たちも月に1回程度、おおつつこ相談チームの方々と相談にあがったケースについて検討させていただきますが、常に「子どもを中心に」というメンバーみなさんの姿勢に、仲間としての心強さを感じています。

「いじめ」をめぐって思うこと

（想像する力）

誰も小さい頃から、親や学校の先生などから「相手の立場で考えてごらん」と言われてきたのではないのでしょうか。「相手の立場で考える」ためには、自分と他者は同じではないという認識を前提に、自分と異なる他者の置かれた状況を想像したうえで、その人の気持ちや捉え方を想像できる力が必要です。しかし、問題が深刻化した「いじめ」事例には、まず加害側に、そして仲裁側や調

整側にも、被害側に対する「想像する力」が発揮されていない場合が多いように思います。「想像する力」の不足が、被害側には、さらなる「いじめ」に見えている場合もあると思います。

「いじめ」は人権侵害であることは周知の通りですが、私たちは、人権の源である人間の尊厳について考える機会はありません。人間は、生まれながらにして、誰でも、どのような状況下にあっても、どのような状態であっても、かけがえのない尊い一個の存在として尊重されます。つまり、「今、ある個人が、そこに生き、そこに在ることそのものが素晴らしく尊いこと」なのです。そして、そのような尊厳ある人間として生きるために、誰でも平等に生まれながらにしてもつ権利が人権です。ですから、人権を侵すことは、人間としての尊厳を冒すことにつながると思います。では、人間としての尊厳を冒されるとき、人はどのような状況に置かれ、どのような気持ちになるのでしょうか。

たとえば、自分が「理由がわからないまま、攻撃される、無視される、悪口を言われる、嫌がらせをされる、生命の危険にさらされる状況が毎日のように続き、終わりが見えない」と想像してみます。それだけでも、「自分は軽んじられ、価値のない存在として扱われている」と感じるのではないのでしょうか。同時に、悲しみや悔しさ、惨めな思い、恥ずかしさ、情けなさ、恐怖と孤独、絶望感を覚えるのではないのでしょうか。中には、親に「そんな自分で申し訳ない」と考えてしまう子どももいます。家族、とくに親は、自分の大切な子どもの尊厳が理不尽に傷つけられていくことへの言葉にならないほどの怒りや悲しみがあって当然です。

「かつて、いじめられたことがある」という人の話を直接または間接的に聞くことがあります。その当時、自分の立場や気持ちに寄り添ってくれた人物がいた人と、いなかった人では「いじめ」の記憶の色に違いがあるように思います。後者の語りからは、何年経っても薄まらない暗い色が伝わってきます。「いじめた側は忘れるが、いじめられた側は決して忘れない、忘れられない」を実感します。そして、「いじめ」被害の経験は、その後の生き方に様々な影響を与えていると思います。

「いじめ」問題に対応しようとするとき、加害側や仲裁側、調整側に不可欠なのは、「人としての尊厳」の観点で、相手のおかれた立場を想像する力です。想像しようとする姿勢です。

(被害から加害へ)

「いじめ」関係の改善に関わっていると、当事者それぞれの背景に、多様で複雑な問題があり、その中で子どもが不安やストレスを抱え、それが「いじめ」につながるという構造が見えてくることがあります。いじめの加害側の子どもが、別の場面で人権を侵害され、人としての尊厳が脅かされている場合も少なくありません。たとえば、家庭での虐待、または別のところでの「いじめ」の被害等です。ストレスのはけ口として他者の尊厳を傷つけようとしてしまうのでしょうか。このような場合、「いじめ」問題の根本的な解決には、「いじめ関係の解消」だけでなく、当事者である子どもの不安やストレスの要因となっている「なんらかの被害」からの救出にも力を注ぐ必要があります。そして、自分も他者も、かけがえのない存在であることを実感できるよう、みなで協力して支援していく必要があるのは言うまでもありません。

(成熟した大人社会へ)

一定の人的関係のある他者が行う心理的または物理的な影響を与える行為によって人権が侵され、人としての尊厳が冒されることを「いじめ」とするなら、「いじめ」は、子どもの社会だけに生じるものではありません。社会の現実を目を向けると、残念ながら、大人の社会にこそ、たくさんの理不尽で残酷な「いじめ」があるのではないかと思わずにはいられません。

どの人にも、どの職場にも、「いじめ」は起こりうるものです。最近、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどへの対策も講じられるようになりましたが、他人の弱みの暴露や嘲笑、他者のもつ「異質」への警戒や差別、排除、暴力肯定の考え方、SNS での特定の他者への卑劣で容赦ない攻撃等は、まだまだ日常の中にあります。

良くも悪くも、子どもは、大人のふるまいや考え方、社会の現実を見えています。「いじめ」のない子ども社会の実現は、「いじめ」のない大人社会の実現と連動するのではないのでしょうか。多様性を尊重し、一人ひとりの尊厳と人権を大切にできる社会に成熟していけるよう、個人レベルから自治体レベル、国家レベルにまで、多方面での不断努力が必要であり、そのような人々の姿、社会の姿を、日常の中で子どもたちに見せていかななくてはなりません。

まずは、相手の立場を想像する力を養っていくことからでしょうか。

そして、模索は続く。

委員 橋本俊和

1 大津の子どもをいじめから守る委員会（以下、「守る委員会」といいます。）は、大津市子どものいじめの防止に関する条例に基づき設置された、いじめ問題に関する第三者委員会ですが、条例18条1項に基づき、毎年、活動状況を市長に報告することとされています。この活動状況の詳細は他項に譲るとして、委員としての令和2年度の任期を終えるにあたり、思うところを記します。

2 いじめ対策推進室が大津市役所別館から明日都浜大津に移転して再出発しようかという令和2年3月31日、私は、相談調査専門員の任期を終え、「短い間でしたが、お世話になりました。」「また、大津に来る機会があれば、顔を出します。」と挨拶して、桜が見頃を迎える前の大津を去りました。

「さて、次は、いつ大津に行く用件ができるかな」と私が考えていた矢先、守る委員会の委員への就任を打診されました。私は、少し逡巡のうえ、令和2年6月1日付で守る委員会の委員に就任しました。

3 こうして、思ったよりも早く、大津を訪れる機会を得た私ですが、委員への就任を逡巡したのは、他でもなく、私が前年度に短期間とはいえ、相談調査専門員を務めていたことと関係があります。守る委員会の職務は、相談等を受けたいじめについて、必要な調査、調製等を行うこと（大津市子どものいじめの防止に関する条例14条1項）ですが、その具現化の一つとして、毎月1回、相談調査専門員が対応している案件について報告を受け、守る委員会の委員が必要な意見を述べるという検討会が実施されています。この検討会では、委員として、必要であれば、相談調査専門員に対して厳しい意見を述べなければなりません。それが、いわゆる第三者委員に求められる職責であることは明白ですが、だからこそ、かつて相談調査専門員であった者が立場が変わったからと言って、きちんと厳しい意見を述べられるのかと、疑問符をもたれないかという一抹の不安がありました。

しかし、よくよく考えてみれば、相談調査専門員と守る委員会の委員は、裁判における原告と被告のように敵対関係にある訳でもなく、また、どちらがえらいという上下関係にある訳でもありません。さらに言えば、守る委員会の委員が、裁判における裁判官のごとく、相談調査専門員の職務内容に白黒つける訳でもありません。相談調査専門員も、守る委員会の委員も、子どもをいじめから守り、いじめ問題の解決を図るために、お互いに課せられた職責を全うするだけです。

しかも、厳しい意見というものは、ただただ厳しいだけでは他者には理解してもらえません。言われる側の立場や心情を理解したうえでなされるからこそ、厳しい意見であっても受け止めてもらえるのだと思います。その意味では、相談調査専門員の職務を経験したことがあり、その職務上で経験する悩みや葛藤を実体験したことがあるという点は、守る委員会の委員の職責にとっても利点になるのではないかと、相談調査専門員と守る委員会の委員との”架け橋”的立場の委員

がいることは意味があるのではないかと、そう考えました。

- 4 こうして、私の「逡巡」は委員就任への「決意」へと変わりましたが、それは、私にとって、新たな課題を「模索」することの始まりでもありました。守る委員会は、委員5人以内をもって組織され（大津市子どものいじめの防止に関する条例15条1項）、委員会の委員は、(1)臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、(2)学識経験を有する者、(3)弁護士から構成されます（同条例15条2項）。任命条件の(1)も(2)もそれぞれ、該当する職種や経験には一定の幅があるのに対して、任命条件の(3)は、非常にシンプルですが、弁護士と明記されています。「守る委員会のような第三者委員会には弁護士は必須」と言ってしまうては、単なる思考停止でしかありません。「いじめ問題には必ず加害者と被害者がおり、争いごとだから、紛争解決のために弁護士が必要」というのも一面を捉えてはいても、本質に迫ることが出来ない感があります。「法的判断が必要だから。」「書面作成のプロだから。」云々。全て正解のようにも思えるし、不正解のようにも思えます。どうして、守る委員会には弁護士が求められているのか。守る委員会において他ならぬ弁護士が果たすべき役割とは何か。模索を続ける中で、改めて気付かされたことがあります。我々弁護士は、話を聞くときに、その話をしている方を疑いながら事情を確認します。この「疑いながら」というのは、その方が悪いことしたから追及するという否定的な意味ではありません。「事実はどうだったのか」を確定するために、疑問や矛盾が残らないようにきちんと確認するという肯定的な意味です。弁護士は、この事実の確定について、訓練を行い、そして経験を積んでいます。いじめ問題も、事実が確定できなければ、事態に対する評価も出来ませんし、その後の適切な方策も見いだし得ません。弁護士には、この事実の確定についてその能力が発揮されることを期待されているのではないかと。守る委員会の委員としていじめ案件に接するなかで、弁護士という職務について今一度見つめ直すことになりました。

- 5 私が模索しているものは、正解は一つではないかもしれませんが、もしかしたら、とうの昔に、誰かによって答えは出されているのかもしれません。正解と思えたことも表層を捉えたに過ぎない可能性もあります。また、弁護士に期待されているところを十二分に実現・実行出来ているかと問われると、自省の念が心の中を占めるところです。

令和2年度の任期は終わりを迎えたが、今日も、私の模索は続きます。

以 上

「1年間の活動を振り返って」

委員 堀田直美

令和2年度より、初めて、当委員会の委員に就任させていただきました。

委員に就任後、当委員会の定例会議では、相談調査専門員の方と共に、具体的なケースについて、協議をさせていただいております。

この委員会の会議に出席させていただくようになり、まず驚いたのは、相談調査専門員の方々が抱えておられる件数の多さと、そのそれぞれの案件について、相談調査専門員の方々が子ども達と信頼関係を築くべく、一人一人に寄り添い、時間をかけて丁寧に対応されていることでした。

当委員会は、条例により、「相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等を含めたものを含む。(中略))について、必要な調査、調停等を行うため」に設置すると規定されています。この設置目的に従い、当委員会は、いじめ問題に特化した活動を行うものとされておりますが、実際に取り扱う案件は、法律上「いじめ」に該当するか判断が悩ましいものや、「いじめ」として相談があったものの、その背景には子どもの発達や家庭環境など「いじめ」以外の問題が含まれているものなど、複雑かつ多岐にわたる印象です。

相談調査専門員の方々は、子どもを含む当事者と直接対話を重ね、状況や当事者の要望の聞き取りをされます。当委員会では、その聞き取り内容を踏まえて、議論をする中で、問題点を整理し、関係機関と連携を図り、解決を目指していくことになります。しかし、「当事者の要望」といっても、相談の当初から、当事者の要望が固まっているものではありません。当事者である子ども自身も、自分がどういったことを望んでいるのか明確でないこともありますし、状況の進展に応じてどうしたいのかが変わっていくこともあります。親と子の双方から話を聞く中で、親の望むことと子ども自身が望むことが一致しないケースもあります。また、「解決」を目指すといっても、何をもって「解決」したと言えるのか、法律上の「いじめ」行為がなくなればそれでよいのか、行為の相手方が謝罪をすればよいのか、相談の連絡が来なくなればよいのか、ケースごとに異なり、非常に難しい問題だと思います。

私は、滋賀弁護士会で弁護士をしており、当委員会以外でも子どもの権利に関する活動をさせていただくこともありますが、当事者である子どもから直接話を聞く機会は多くはありません。子どもと直接対話する機会を得ても、子ども自身の要望に添って対応することが大切だと理解はしながらも、短時間の対話で子どもの真意を聞き取ることは困難であり、果たしてその子の気持ちをきちんと聞き取ることが出来たかどうか自問自答することもあります。

大津市が、このように子ども自身に寄り添い、子ども自身がどうしたいのかを共に考え、サポートする事業を行っていることは非常に有意義であり、当委員会に携われることをありがたく思っております。

私は、令和2年度に引き続き、令和3年度も当委員会の委員に再任させていただくこととなりました。大津の子どもが安心して生活し、学ぶことが出来る環境をつくるため、微力ではありますが、今後も尽力して参りたいと考えます。

以上

Ⅳ 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会

令和2年度の守る委員会では9回の定例会を開催し、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。

第1回 令和2年 6月19日(金)	第7回 令和2年12月 22日(火)
第2回 令和2年 7月28日(火)	第8回 令和3年2月19日(金)
第3回 令和2年 8月18日(火)	第9回 令和3年3月17日(水)
第4回 令和2年 9月15日(火)	
第5回 令和2年 10月20日(火)	
第6回 令和2年 11月17日(火)	

2 意見交換会

【市長との意見交換会】

- (1) 日 時 令和2年7月28日(火) 午後2時～午後2時45分
- (2) 場 所 大津市役所本館4階 第4委員会室
- (3) 出席者 春日井敏之委員長、藤川洋子副委員長、佐々木千里委員、橋本俊和委員、堀田直美委員
佐藤市長、田村政策調整部長
事務局5名
- (4) 議 事
 - ①令和元年度いじめ対策推進室での相談対応等実績報告
 - ②意見交換

3 委員活動

守る委員会では、実際の事案に関わる助言や調整等をはじめ、活動状況報告書や調査報告書等を作成しております。

令和3年 1月8日(金)	個別相談事案に係る学校訪問
令和3年 2月5日(金)	個別相談事案に係る学校訪問
令和3年 2月10日(水)	個別相談事案に係る学校訪問

参考 資料編

1 条例及び規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（基本理念）

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- （2）子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。
- （3）市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- （4）学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

（市の責務）

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。

- 2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。
- 3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。
- 4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。
- 5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

- 2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。
- 3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。
- 4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。
- 5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。

（子どもの役割）

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

- 2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。
- 3 子どもは、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）及び友だちからいじめの

相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するように努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

(2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

(3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

(4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

(5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。

(6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

(7) いじめに関する相談体制等に関すること。

(8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間（以下「啓発月間」という。）とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道德に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ（疑いのある場合を含む。）に関し、市に相談、通報又は情報の提供（以下「相談等」という。）をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、ス

クールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限り

でない。

(委員会への協力)

第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。

この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。

5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

(平成25年規則・教育委員会規則第1号) ※様式は除く。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室(以下「いじめ対策推進室」という。)は、教育委員会事務局児童生徒支援課(以下「児童生徒支援課」という。)との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ(疑いのある場合を含む。以下同じ。)に関する相談等(以下「相談等」という。)への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任用する。

(相談等の報告等)

第3条 職員(市立学校の職員を除く。)は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。

3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があつたときは、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)に適宜報告するものとする。

5 いじめ対策推進室は、必要があると認めるときは、いじめに関する情報(当該情報が天津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)第2条第5項に規定する保有個人情報である場合にあつては、同条例第12条第2項の規定により提供することができるものに限る。)を教育委員会事務局の関係課その他の関係機関に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員は、条例第14条第2項の規定による調査又は関係者との調整を行う場合には、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

2 相談調査専門員は、第2条第2項の規定による相談等への対応を行う場合には、様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員(委員長を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例(平成14年条例第14号)第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 委員名簿

令和2年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

(50 音順)

立命館大学大学院教職研究科教授	かすがい としゆき 春日井 敏之
スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 社会福祉士 立命館大学非常勤講師	ささき ちさと 佐々木 千里
弁護士（大阪弁護士会）	はしもと としかず 橋本 俊和
京都工芸繊維大学特定教授・臨床心理士	ふじかわ ようこ 藤川 洋子
弁護士（滋賀弁護士会）	ほった なおみ 堀田 直美

※役職は、令和2年度時点のものです。

令和3（2021）年8月

発行 大津市 政策調整部 いじめ対策推進室

住所 〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津2F

電話 077-528-2826